## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出日】 平成19年12月20日

【中間会計期間】 第98期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社西日本シティ銀行

【英訳名】 THE NISHI-NIPPON CITY BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 久保田 勇 夫

【本店の所在の場所】 福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号

【電話番号】 092(476)1111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 光 富 彰

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目11番8号

株式会社西日本シティ銀行 東京事務所

【電話番号】 03(3563)3330

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 泉 和 文

【縦覧に供する場所】 株式会社西日本シティ銀行 大分支店

(大分市府内町三丁目1番7号)

株式会社西日本シティ銀行 東京支店

(東京都中央区京橋一丁目11番8号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦 覧に供する場所としております。

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度中間連結会計期間	平成18年度中間連結会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	104, 736	90, 646	92, 513	200, 230	179, 790
うち連結信託報酬	百万円	4	5	5	9	10
連結経常利益	百万円	14, 401	25, 212	19, 131	31, 888	46, 820
連結中間純利益	百万円	4, 691	14, 632	6, 831	_	_
連結当期純利益	百万円		_	_	12, 899	25, 330
連結純資産額	百万円	251, 464	309, 760	309, 704	262, 297	320, 738
連結総資産額	百万円	6, 758, 530	6, 915, 128	6, 967, 011	6, 935, 384	6, 952, 905
1株当たり純資産額	円	262. 11	295. 26	312. 91	270. 94	320. 14
1株当たり中間純利益	円	6. 77	18. 99	8. 58	_	_
1株当たり当期純利益	円	_	_	_	17. 40	31.81
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	5. 43	16. 53	7. 91	_	_
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	_	_	_	14. 79	29. 30
自己資本比率	%	_	3. 90	4. 07	_	4. 17
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8. 64	9. 33	9. 30	8. 79	9. 30
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	128, 918	97, 219	63, 963	113, 891	95, 098
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△83, 675	△34, 661	△28, 264	△182, 520	△67, 760
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△32, 681	△53, 539	△16, 116	16, 779	△39, 806
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	311, 496	256, 116	254, 209	_	_
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	_	_	_	247, 096	234, 630
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	5, 351 [2, 221]	5, 220 [2, 034]	4, 872 [1, 943]	5, 122 [2, 199]	4, 805 [2, 007]
信託財産額	百万円	1, 686	1, 689	1, 696	1, 690	1, 697

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
  - 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1 「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
  - 3 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計 基準適用指針第8号)を適用しております。
  - 4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
  - 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
  - 6 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
  - なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
  - 7 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。 なお、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第96期中	第97期中	第98期中	第96期	第97期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	96, 286	82, 821	84, 888	183, 689	163, 728
うち信託報酬	百万円	4	5	5	9	10
経常利益	百万円	13, 250	23, 409	18, 486	30, 253	43, 134
中間純利益	百万円	4, 460	11, 477	10, 292	_	_
当期純利益	百万円	_	_	_	12, 694	22, 877
資本金	百万円	59, 364	85, 745	85, 745	63, 517	85, 745
発行済株式総数	千株	普通株式 692, 977 第一回優先株式 70, 000	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000	普通株式 707, 498 第一回優先株式 70,000	普通株式 796, 732 第一回優先株式 35, 000
純資産額	百万円	250, 680	266, 513	284, 937	261, 829	287, 519
総資産額	百万円	6, 481, 672	6, 559, 522	6, 626, 925	6, 581, 918	6, 614, 316
預金残高	百万円	5, 736, 283	5, 628, 216	5, 770, 299	5, 693, 248	5, 699, 101
貸出金残高	百万円	4, 448, 284	4, 480, 743	4, 556, 969	4, 521, 496	4, 551, 029
有価証券残高	百万円	1, 361, 563	1, 478, 988	1, 527, 841	1, 448, 868	1, 517, 802
1株当たり配当額	円		_		普通株式 4.00 第一回優先株式 12.00	普通株式 4.00 第一回優先株式 12.00
自己資本比率	%	_	4. 06	4. 30	_	4. 35
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8. 34	8. 96	9. 27	8. 50	9. 25
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4, 206 [1, 746]	4, 109 [1, 564]	3, 939 [1, 509]	4, 029 [1, 727]	3, 870 [1, 547]
信託財産額	百万円	1, 686	1, 689	1, 696	1,690	1, 697
信託勘定貸出金残高	百万円	_	_	_	_	_
信託勘定有価証券残高	百万円	_	_	_	_	_

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
  - 2 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
  - 3 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
  - 4 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

#### 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間において優先出資証券の発行を目的として海外特別目的子会社 Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limitedを設立し、連結子会社としております。

また、海外特別目的子会社Nishi-Nippon Preferred Capital (Cayman) Limitedは当該会社が発行していた優先出資証券全額を償還し清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

#### 3 【関係会社の状況】

- (1) 当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。 Nishi-Nippon Preferred Capital (Cayman) Limited
- (2) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

	資本金		主要な事業	議決権の 所有(又	ヨ116の関係的谷				
名称	住所	出資金(百万円)	の内容	は被所 有)割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited	英国領西 インドラン トゲケイマン	18, 000	(その他の業務) 投融資業	100	2	_	金銭貸借	_	_

(注) 上記関係会社は、特定子会社に該当いたします。

## 4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業務	その他の業務	合計
従業員数(人)	4, 284	588	4, 872
	[1, 603]	[340]	[1, 943]

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員2,217人を含んでおりません。
  - 2 当行は執行役員制度を導入しておりますが、執行役員9名は従業員数に含めて記載しております。
  - 3 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
- (2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

	十八八十十十八八十九十二十八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
従業員数(人)	3, 939 [1, 509]

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,705人を含んでおりません。
  - 2 当行は、執行役員制度を導入しておりますが、執行役員9名は従業員数に含めて記載しております。
  - 3 臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
  - 4 当行の従業員組合は西日本シティ銀行職員組合と称し、組合員数は3,370人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

## 1 【業績等の概要】

- 業績
  - (1) 経営の基本方針

当行の目指す姿を表現する「経営理念」と、理念を実現するための「行動憲章」を、次のとおり定めております。

#### 経営理念

西日本シティ銀行は、高い志と誇りを持って時代の変化に適応し、お客さまとともに成長する"九州No.1"バンクを目指します。

- ① お客さまに一番近い お客さまに一番近い銀行として、誠実に対応し、圧倒的に支持される銀行をめざします。
- ② 地域に貢献する 健全経営を基本に、地域に貢献し、積極的に社会的責任を果たすことで広く信頼される銀行をめざします。
- ③ 期待に応える人づくり あたたかな心とチャレンジ精神を持ち、自由闊達で積極果敢に行動する人づくりに努めます。

#### 行動憲章

- ① 心がある
  - 私たちは、いつもお客さまの身になって、丁寧に対応し、真摯にご相談に取り組みます。
- ② 情熱がある私たちは、いつもお客さまの声に、熱く行動し、チャレンジし、スピーディにお応えします。
- ③ 夢がある 私たちは、いつもお客さまの期待をこえた、新しく、価値のある提案をお届けします。

当行は、この経営理念のもと、経営の健全性向上に向けて一層充実した取組みを図りつつ、高い収益力をもつ「九州No.1」の地域金融機関を目指すとともに、常に健全な経営活動を展開し、お客さまや地域のニーズに即応した質の高い金融サービスを提供していくことが基本的使命であると考えております。

## (2) 目標とする経営指標、中長期的な経営戦略

当行は、経営理念に掲げた『九州No.1バンク』の実現に向けて、4年間(平成17年4月~平成21年3月)を計画期間とする中期経営計画「アクティブNCB」を策定し、本計画に掲げた諸施策に取り組んでおります。

## ① 目標とする経営指標

「アクティブNCB」において目標とする経営指標としては、中小企業・個人取引の規模を表す計数だけでなく、地域の皆さまにご支持いただくために重要な収益性・効率性を表す計数のほか、企業価値を表す一つの指標として時価総額を掲げております。

項目	経営指標	目標計数等 (平成21年3月期)
1. 顧客基盤の拡大	中小企業等貸出の残高・先数   個人ローンの残高	九州No.1
2. 収益の増加	コア業務純益 経常利益 当期純利益	700億円以上 500億円以上 300億円以上
3. ローコスト化	OHR(経費÷コア業務粗利益)	50%程度
4. 健全性の向上	再生法開示債権比率	4%程度
5. 資本の充実	連結自己資本比率 うちTier I 比率 繰延税金資産比率 (対Tier I 、単体ベース)	8%以上 6%以上 10%程度
6. マーケット評価の向上	格付 時価総額	地銀上位水準 九州地銀No.1

(注) 目標とする経営指標につきましては、リスクや不確実性を含んでおります。 実際の業績等は、当行グループを取り巻く経済情勢など様々な要因により、異なる場合があります。

#### ② 基本施策 (アクション・プラン)

中小企業・個人取引を拡大するとともに、この分野での効率性を向上させリスクを巧くマネジメントすることにより、収益性をさらに高めるビジネスモデルを「コア事業モデル」と表現することとし、「コア事業モデル」の確立に向けて、4つの基本施策(営業施策、効率化施策、リスクマネジメント施策、グループ経営施策)に取り組んでまいります。

また、「コア事業モデル」を確立するうえでベースとなるべき企業風土を構築するための施策を、併せて展開いたします。

#### (経営成績)

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、企業部門の好調さが個人消費の増加や雇用情勢の改善へと波及しており、本年8月の米国のサブプライムローン問題を発端とした世界的な金融市場の混乱がみられたものの、引続き回復基調を保ちつつ推移いたしました。

金融界におきましては、本年9月に幅広い金融商品について包括的・横断的な利用者保護の枠組みを整備した金融商品取引法が施行されました。また、本年10月には、日本郵政公社が民営化され、持ち株会社の日本郵政株式会社とその傘下の4事業会社((株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険、郵便局(株)および郵便事業(株))の体制に移行しております。

このような金融経済環境のなか、当行グループは経営内容の充実と業績の向上に努めました結果、当中間連結会計期間の損益状況は次のようになりました。

主要勘定の中間連結会計期間末残高につきましては、預金・譲渡性預金は、定期性預金を中心に積極的な預金吸収に努めた結果、前連結会計年度比1,371億円増加し、6兆1,839億円となりました。一方、貸出金は、お客さまの様々な資金ニーズにお応えする一方、不良債権の売却・償却によるオフバランス化を進めた結果、前連結会計年度比32億円減少し、4兆7,924億円となりました。また、有価証券は、前連結会計年度比88億円増加し、1兆5,231億円となりました。なお、総資産は、前連結会計年度比141億円増加し6兆9,670億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は貸出金利息や国債等債券売却益の増加を主因として、前中間連結会計期間 比18億67百万円増加し、925億13百万円となりました。一方、経常費用は引続き経費削減に努めましたが、預金利息 を中心とした資金調達費用が大幅に増加したことなどにより、前中間連結会計期間比79億48百万円増加し、733億82 百万円となりました。この結果、経常利益は前中間連結会計期間比60億81百万円減少し、191億31百万円、中間純利 益は前中間連結会計期間比78億1百万円減少し、68億31百万円となりました。

なお、国内基準による連結自己資本比率は9.30%となりました。

#### 事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### 銀行業務

当行及び株式会社長崎銀行で構成される銀行業務における経常収益は前中間連結会計期間比22億5百万円増加し、886億86百万円となる一方、経常費用は前中間連結会計期間比106億35百万円増加し、733億44百万円となりました。この結果、経常利益は前中間連結会計期間比84億29百万円減少し、153億42百万円となりました。

#### ② その他の業務

その他の業務における経常収益は前中間連結会計期間比11億71百万円減少し、90億7百万円となる一方、経常費用は前中間連結会計期間比11億29百万円減少し、75億33百万円となりました。この結果、経常利益は前中間連結会計期間比41百万円減少し、14億73百万円となりました。

#### ・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローの増加を主因に、前連結会計年度比195億円増加し2,542億円となりました。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益の計上、預金・譲渡性預金の増加を主因に、前中間連結会計期間比332億円減少したものの、639億円の収入超過となりました。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、債券等を中心とした新規投資が売却・償還を上回ったことにより、前中間連結会計期間比63億円増加したものの、282億円の支出超過となりました。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、優先出資証券の償還による支出が発行による収入を上回ったことのほか、少数株主から株式の取得を行ったことによる支出を計上したことなどにより、前中間連結会計期間比374億円増加したものの、期中で161億円の支出超過となりました。

## (1) 国内·国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内業務部門577億60百万円、国際業務部門は8億17百万円、合計で585億77百万円と前中間連結会計期間比40億28百万円の減少となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門106億73百万円、国際業務部門1億6百万円、合計で107億80百万円と前中間連結会計期間比4億10百万円の減少となりました。

その他業務収支は、5億25百万円と前中間連結会計期間比1億2百万円の増加となりました。

種類	出日ロロ	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
1主/穴	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
次入軍甲山士	前中間連結会計期間	61, 378	1, 227	_	62, 606
資金運用収支 -	当中間連結会計期間	57, 760	817	_	58, 577
ると次入実用収光	前中間連結会計期間	64, 739	4, 878	108	69, 509
うち資金運用収益	当中間連結会計期間	67, 438	4, 488	352	71, 575
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	3, 360	3, 650	108	6, 903
プロ賞金嗣連貫用 -	当中間連結会計期間	9, 678	3, 671	352	12, 997
信託報酬	前中間連結会計期間	5	_	_	5
1百 計七学区自2017	当中間連結会計期間	5	_	_	5
役務取引等収支	前中間連結会計期間	11, 074	116	_	11, 191
仅伤取引等收入	当中間連結会計期間	10, 673	106	_	10, 780
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	16, 182	164	_	16, 346
プロ技術取引等収益・	当中間連結会計期間	15, 602	154	_	15, 756
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	5, 107	48	_	5, 155
プロ技術取り 寺賃用 -	当中間連結会計期間	4, 928	47	_	4, 976
特定取引収支	前中間連結会計期間	115	_	_	115
村	当中間連結会計期間	91	_	_	91
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	115	_	_	115
プロ特定取引収益 -	当中間連結会計期間	91	_	_	91
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	_	_	_	_
プロ特定取別賃用 -	当中間連結会計期間	_	_	_	_
その他業務収支	前中間連結会計期間	95	327	_	423
ての他未伤収入	当中間連結会計期間	491	33	_	525
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	231	327	_	558
プライツ他来伤収益 -	当中間連結会計期間	1, 063	735	_	1, 799
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	135	_	_	135
プ りて ツ他 来務 貨 川 📙	当中間連結会計期間	571	702	_	1, 273

<sup>(</sup>注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。 ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

<sup>2</sup> 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。

<sup>3</sup> 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間9百万円、当中間連結会計期間31百万円)を控除して表示しております。

#### (2) 国内・国際業務部門別資金運用/調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、国内業務部門の貸出金及び有価証券の増加を主因に前中間連結会計期間比1,216億70百万円増加し、6兆3,573億円となりました。これに係る受取利息は、貸出金利息の増加が寄与し前中間連結会計期間比20億66百万円増加し715億75百万円となり、利回りも前中間連結会計期間比0.02%上昇し2.24%となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金の増加を主因に前中間連結会計期間比749億68百万円増加し、6 兆3,203億35百万円となりました。これに係る支払利息も預金利息の増加により、前中間連結会計期間比60億94百万円増加し129億97百万円となり、利回りも前中間連結会計期間比0.19%上昇し0.41%となりました。

#### ① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
性規	<del>划</del> 加	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(192, 545) 6, 116, 714	(108) 64, 739	2. 11
東 亚廷川 附 化	当中間連結会計期間	(182, 577) 6, 238, 588	(352) 67, 438	2. 15
うち貸出金	前中間連結会計期間	4, 658, 623	57, 058	2. 44
プロ貝山笠	当中間連結会計期間	4, 718, 254	58, 857	2.48
うち有価証券	前中間連結会計期間	1, 154, 637	7, 318	1. 26
プロイ 側証分	当中間連結会計期間	1, 240, 436	7, 687	1. 23
うちコールローン及び	前中間連結会計期間	55, 188	45	0.16
買入手形	当中間連結会計期間	51, 428	130	0.50
うち預け金	前中間連結会計期間	36, 785	79	0.43
りり頂け金	当中間連結会計期間	24, 503	81	0.66
資金調達勘定	前中間連結会計期間	6, 147, 302	3, 360	0.10
貝並神圧的化	当中間連結会計期間	6, 223, 713	9, 678	0.31
うち預金	前中間連結会計期間	5, 834, 647	2, 086	0.07
プロ頂金	当中間連結会計期間	5, 937, 730	7, 942	0.26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	90, 193	24	0.05
ノの破役は頂並	当中間連結会計期間	157, 270	364	0.46
うちコールマネー及び	前中間連結会計期間	49, 293	29	0.11
売渡手形	当中間連結会計期間	6, 073	15	0. 52
うち債券貸借取引受入	前中間連結会計期間	82, 712	72	0.17
担保金	当中間連結会計期間	36, 956	114	0.61
うち借用金	前中間連結会計期間	33, 990	223	1.31
ノり旧用金	当中間連結会計期間	24, 275	228	1. 87

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については月末毎の残高に 基づく平均残高を利用しております。
  - 2 「国内業務部門」は、当行及び連結子会社の円建取引であります。
  - 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間104,150百万円、当中間連結会計期間51,509百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間17,965百万円、当中間連結会計期間20,781百万円)及び利息(前中間連結会計期間9百万円、当中間連結会計期間31百万円)をそれぞれ控除して表示しております。
  - 4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

#### ② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り	
性類	州加	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	311, 461	4, 878	3. 12	
貫並連用樹化 	当中間連結会計期間	301, 289	4, 488	2. 97	
うち貸出金	前中間連結会計期間	7, 546	58	1.54	
プロ貝山笠 	当中間連結会計期間	6, 752	61	1.82	
うち有価証券	前中間連結会計期間	269, 348	4, 631	3. 42	
プロイ 側証分	当中間連結会計期間	263, 895	4, 206	3. 17	
うちコールローン及び	前中間連結会計期間	3, 832	97	5. 09	
買入手形	当中間連結会計期間	3, 717	98	5. 28	
うち預け金	前中間連結会計期間	29, 300	24	0. 16	
) り頂け金	当中間連結会計期間	25, 825	78	0.60	
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(192, 545) 290, 609	(108) 3, 650	2. 50	
貝並訓達例と	当中間連結会計期間	(182, 577) 279, 199	(352) 3, 671	2. 62	
うち預金	前中間連結会計期間	6, 692	87	2.60	
) り頃金	当中間連結会計期間	5, 739	89	3. 11	
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	_	_	_	
プロ球役性損金	当中間連結会計期間	_	_	_	
うちコールマネー及び	前中間連結会計期間	32, 405	880	5. 42	
売渡手形	当中間連結会計期間	30, 845	858	5. 54	
うち債券貸借取引受入	前中間連結会計期間	43, 862	1, 117	5. 08	
担保金	当中間連結会計期間	44, 914	1, 195	5. 30	
うち借用金	前中間連結会計期間	_	_	_	
つ 5 借用金	当中間連結会計期間	_	_	_	

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については月末毎の残高に 基づく平均残高を利用しております。
  - 2 「国際業務部門」は、当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
  - 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間25百万円、当中間連結会計期間11百万円)を控除して表示しております。
  - 4 ( )内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。
  - 5 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に 適用する方式)により算出しております。

## ③ 合計

		平均残高(百万円)			利息(百万円)			
種類	期別	小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	利回り (%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	6, 428, 175	192, 545	6, 235, 629	69, 617	108	69, 509	2. 22
貝並運用例定	当中間連結会計期間	6, 539, 877	182, 577	6, 357, 300	71, 927	352	71, 575	2. 24
うち貸出金	前中間連結会計期間	4, 666, 169	_	4, 666, 169	57, 117		57, 117	2. 44
プラ真山並	当中間連結会計期間	4, 725, 007	_	4, 725, 007	58, 919		58, 919	2. 48
うち有価証券	前中間連結会計期間	1, 423, 985	_	1, 423, 985	11, 949		11, 949	1. 67
プライ	当中間連結会計期間	1, 504, 331	_	1, 504, 331	11, 893	_	11, 893	1. 57
うちコールローン	前中間連結会計期間	59, 021	_	59, 021	143		143	0.48
及び買入手形	当中間連結会計期間	55, 146	_	55, 146	229		229	0.82
うち預け金	前中間連結会計期間	66, 085	_	66, 085	104		104	0.31
プラ頂の並	当中間連結会計期間	50, 328	_	50, 328	160		160	0.63
資金調達勘定	前中間連結会計期間	6, 437, 912	192, 545	6, 245, 366	7, 011	108	6, 903	0. 22
貝亚柳连咧た	当中間連結会計期間	6, 502, 912	182, 577	6, 320, 335	13, 349	352	12, 997	0. 41
うち預金	前中間連結会計期間	5, 841, 340	_	5, 841, 340	2, 173		2, 173	0. 07
プラ!京亚	当中間連結会計期間	5, 943, 469	_	5, 943, 469	8, 032		8, 032	0. 26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	90, 193	_	90, 193	24		24	0.05
プラ酸仮[1]原亚	当中間連結会計期間	157, 270	_	157, 270	364	_	364	0.46
うちコールマネー	前中間連結会計期間	81, 699	_	81, 699	910	_	910	2. 22
及び売渡手形	当中間連結会計期間	36, 919	_	36, 919	874	_	874	4. 72
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	126, 574	_	126, 574	1, 190	_	1, 190	1.87
受入担保金	当中間連結会計期間	81, 870	_	81, 870	1, 309	_	1, 309	3. 19
うた併田会	前中間連結会計期間	33, 990	_	33, 990	223	_	223	1.31
うち借用金	当中間連結会計期間	24, 275	_	24, 275	228	_	228	1. 87

<sup>(</sup>注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間104,175百万円、当中間連結会計期間51,521百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間17,965百万円、当中間連結会計期間20,781百万円)及び利息(前中間連結会計期間9百万円、当中間連結会計期間31百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

<u>次へ</u>

<sup>2</sup> 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息をそれぞれ記載しております。

## (3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、国内業務部門156億2百万円、国際業務部門1億54百万円、合計で157億56百万円と前中間連結会計期間比5億90百万円減少しました。また、役務取引等費用は国内業務部門49億28百万円、国際業務部門47百万円、合計で49億76百万円と前中間連結会計期間比1億79百万円の減少となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
(生)共	<i>判</i> 加加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	16, 182	164	16, 346
仅伤取引等収益	当中間連結会計期間	15, 602	154	15, 756
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	4, 791	_	4, 791
プラ関金・貫山未務	当中間連結会計期間	4, 996	_	4, 996
うち為替業務	前中間連結会計期間	5, 253	135	5, 388
りの荷食未伤	当中間連結会計期間	5, 045	129	5, 174
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	7	_	7
りらは武渕理耒榜	当中間連結会計期間	9	_	9
> T = 4 NV HB/= 4 AF AF	前中間連結会計期間	2, 420	_	2, 420
うち証券関連業務	当中間連結会計期間	2, 514	_	2, 514
うち代理業務	前中間連結会計期間	1, 920	_	1, 920
プラス怪未伤	当中間連結会計期間	1, 623	_	1,623
うち保護預り・	前中間連結会計期間	152	_	152
貸金庫業務	当中間連結会計期間	148	_	148
うち保証業務	前中間連結会計期間	896	28	924
) り体証未伤	当中間連結会計期間	873	25	898
役務取引等費用	前中間連結会計期間	5, 107	48	5, 155
汉伤以引守其用	当中間連結会計期間	4, 928	47	4, 976
ると英抹業数	前中間連結会計期間	996	18	1,014
うち為替業務	当中間連結会計期間	965	15	981

<sup>(</sup>注) 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

次へ

## (4) 国内・国際業務部門別特定取引の状況

## ① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引損益は、前中間連結会計期間比23百万円減少し、91百万円の利益となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
生物	<i>判</i> 加加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	115	_	115
対定取り収益	当中間連結会計期間	91	_	91
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	115	_	115
プロ の 日 回 正 分 収 金	当中間連結会計期間	91	_	91
うち特定取引	前中間連結会計期間	_	_	_
有価証券収益	当中間連結会計期間	_	_	_
うち特定金融	前中間連結会計期間	_	_	_
派生商品収益	当中間連結会計期間	_	_	_
うちその他の	前中間連結会計期間	_	_	_
特定取引収益	当中間連結会計期間	_	_	_
特定取引費用	前中間連結会計期間	_	_	_
村足取り賃用	当中間連結会計期間	_	_	_
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	_	_	_
プロ 日本	当中間連結会計期間	_	_	_
うち特定取引	前中間連結会計期間	_	_	_
有価証券費用	当中間連結会計期間	_	_	_
うち特定金融	前中間連結会計期間	_	_	_
派生商品費用	当中間連結会計期間	_	_	_
うちその他の	前中間連結会計期間	_	_	_
特定取引費用	当中間連結会計期間	_	_	_

<sup>(</sup>注) 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

## ② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

当中間連結会計期間の特定取引資産は、前中間連結会計期間比67百万円減少し、11億31百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
性規	<del>刘</del> 加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
株字版引次文	前中間連結会計期間	1, 198	_	1, 198
特定取引資産	当中間連結会計期間	1, 131	_	1, 131
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1, 198	_	1, 198
りり倒血有側証券	当中間連結会計期間	1, 131	_	1, 131
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	_	_	_
派生商品	当中間連結会計期間	_	_	_
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	_	_	_
りの特定取り有価証券	当中間連結会計期間	_	_	_
うち特定取引	前中間連結会計期間	_	_	_
有価証券派生商品	当中間連結会計期間	_	_	_
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	_	_	_
りの特定金融派生間面	当中間連結会計期間	_	_	_
うちその他の	前中間連結会計期間	_	_	_
特定取引資産	当中間連結会計期間	_	_	_
<b>性</b> 字版引 <i>色</i> <b></b>	前中間連結会計期間	_	_	_
特定取引負債	当中間連結会計期間	_	_	_
5.4 主从玄口焦米	前中間連結会計期間	_	_	_
うち売付商品債券	当中間連結会計期間	_	_	_
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	_	_	_
派生商品	当中間連結会計期間	_	_	_
5.4 性学取引支持基準	前中間連結会計期間	_	_	_
うち特定取引売付債券	当中間連結会計期間	_	_	_
うち特定取引	前中間連結会計期間	_	_	_
有価証券派生商品	当中間連結会計期間	_	_	_
こと 性 ウ入頭 派 仏 立口	前中間連結会計期間	_	_	_
うち特定金融派生商品	当中間連結会計期間	_	_	_
うちその他の	前中間連結会計期間	_	_	_
特定取引負債	当中間連結会計期間	_	_	_

<sup>(</sup>注) 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

前へ 次へ

## (5) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
(里)規	<i>判</i> 加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	5, 865, 840	5, 850	5, 871, 690
	当中間連結会計期間	6, 022, 151	5, 380	6, 027, 531
うち流動性預金	前中間連結会計期間	3, 028, 800	_	3, 028, 800
プラ(加郵)(王)(京並	当中間連結会計期間	3, 040, 967	_	3, 040, 967
うち定期性預金	前中間連結会計期間	2, 791, 474	_	2, 791, 474
プラル州工具並	当中間連結会計期間	2, 910, 322	_	2, 910, 322
うちその他	前中間連結会計期間	45, 564	5, 850	51, 415
) 9での個	当中間連結会計期間	70, 862	5, 380	76, 242
譲渡性預金	前中間連結会計期間	100, 740		100, 740
	当中間連結会計期間	156, 375	_	156, 375
松入卦	前中間連結会計期間	5, 966, 580	5, 850	5, 972, 430
総合計	当中間連結会計期間	6, 178, 527	5, 380	6, 183, 907

<sup>(</sup>注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。 ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

## 

<sup>2</sup> 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金 定期性預金=定期預金+定期積金

## (6) 国内・海外別貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況(残高·構成比)

<b>坐任</b> 用	平成18年9月	30日	平成19年9月30日		
業種別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	4, 728, 673	100.00	4, 792, 469	100.00	
製造業	294, 878	6. 24	303, 183	6. 33	
農業	3, 174	0. 07	2, 904	0.06	
林業	132	0.00	190	0.00	
漁業	2, 979	0.06	2, 647	0.05	
鉱業	4, 629	0. 10	5, 235	0. 11	
建設業	272, 680	5. 77	284, 092	5. 93	
電気・ガス・熱供給・水道業	46, 187	0. 98	46, 355	0. 97	
情報通信業	15, 386	0. 32	20, 888	0.43	
運輸業	134, 040	2. 83	134, 537	2.81	
卸売・小売業	590, 607	12. 49	576, 148	12.02	
金融・保険業	151, 390	3. 20	148, 973	3. 11	
不動産業	900, 952	19. 05	976, 146	20. 37	
各種サービス業	837, 281	17.71	781, 569	16. 31	
地方公共団体	137, 892	2. 92	160, 423	3. 35	
その他	1, 336, 458	28. 26	1, 349, 174	28. 15	
海外及び特別国際金融取引勘定分	_	_	_	_	
政府等	_	_	_	_	
金融機関	_	_	_	_	
その他	_	_	_	_	
合計	4, 728, 673	_	4, 792, 469		

<sup>(</sup>注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

# ② 外国政府等向け債権残高(国別) 該当ありません。

<sup>2 「</sup>海外」とは、当行の海外連結子会社であります。

## (7) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

## ○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
性類	规加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	612, 208	_	612, 208
	当中間連結会計期間	553, 421	_	553, 421
地方債	前中間連結会計期間	47, 344		47, 344
地力慎	当中間連結会計期間	72, 851	_	72, 851
社債	前中間連結会計期間	344, 763	_	344, 763
<b>化</b> 填	当中間連結会計期間	436, 024		436, 024
株式	前中間連結会計期間	155, 841		155, 841
1XIX	当中間連結会計期間	150, 544		150, 544
その他の証券	前中間連結会計期間	52, 655	264, 395	317, 050
「ピック間ック皿分	当中間連結会計期間	58, 092	252, 244	310, 337
合計	前中間連結会計期間	1, 212, 814	264, 395	1, 477, 209
	当中間連結会計期間	1, 270, 935	252, 244	1, 523, 180

<sup>(</sup>注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。 ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

<sup>2 「</sup>その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

- (8) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社です。
  - 信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表)

資産					
科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		
1T E	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
動産不動産	1, 539	91. 12	_	_	
有形固定資産	_	_	1, 539	90. 73	
銀行勘定貸	6	0.37	4	0. 28	
現金預け金	143	8. 51	152	8. 99	
合計	1, 689	100.00	1, 696	100.00	

負債				
ΔI	前中間連結会計 (平成18年9月		当中間連結会計 (平成19年9月	
科目	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
包括信託	1, 689	100.00	1, 696	100.00
合計	1, 689	100.00	1, 696	100.00

- (注) 1 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間末 一百万円、当中間連結会計期間末 一百万円
  - 2 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間末及び当中間連結会計期間末の取扱残高はありません。

## 

#### (単体情報)

## (参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

## 1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	65, 612	61, 782	△3, 830
うち信託報酬	5	5	0
経費(除く臨時処理分)	38, 167	36, 912	△1, 254
人件費	17, 415	16, 394	△1,021
物件費	18, 252	18, 272	20
税金	2, 499	2, 246	△253
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	27, 445	24, 869	$\triangle 2,576$
一般貸倒引当金繰入額	△4, 442	△1, 247	3, 194
業務純益	31, 887	26, 116	△5,770
うち債券関係損益	71	132	60
臨時損益	△8, 477	△7, 629	847
株式関係損益	1,716	572	△1, 144
不良債権処理損失	8, 981	6, 046	△2, 934
貸出金償却	2, 873	2, 832	△40
個別貸倒引当金純繰入額	5, 904	3, 207	△2, 696
その他の債権売却損等	203	6	△197
その他臨時損益	△1, 213	△2, 155	△941
経常利益	23, 409	18, 486	△4, 922
特別損益	△3,008	△249	2, 759
うち固定資産処分損益	△325	△351	△26
税引前中間純利益	20, 401	18, 237	△2, 163
法人税、住民税及び事業税	50	49	△0
法人税等調整額	8, 873	7, 895	△978
中間純利益	11, 477	10, 292	△1, 184

- (注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+信託報酬+役務取引等収支+特定取引収支+その他業務収支
  - 2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額
  - 3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
  - 4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
  - 5 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却
  - 6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

#### 

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

		前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
(1) 資金運用利回	1	2. 03	2.07	0.04
(イ)貸出金利回		2. 36	2. 42	0.06
(口)有価証券利回		1. 19	1. 16	△0.03
(2) 資金調達原価	2	1. 36	1.51	0. 15
(イ)預金等利回		0.06	0. 26	0. 20
(口)外部負債利回		0.40	1. 50	1. 10
(3) 総資金利鞘	1)-2	0. 67	0. 56	△0.11

- (注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
  - 2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	25. 86	19. 74	△6. 12
業務純益ベース	30.04	20. 73	△9. 31
中間純利益ベース	10.81	8. 17	△2. 64

## 4 預金・貸出金の状況(単体)

## (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
預金(末残)	5, 628, 216	5, 770, 299	142, 082
預金(平残)	5, 600, 663	5, 694, 899	94, 236
貸出金(末残)	4, 480, 743	4, 556, 969	76, 226
貸出金(平残)	4, 424, 868	4, 489, 086	64, 217

## (2) 個人·法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	4, 005, 599	4, 141, 330	135, 730
法人	1, 622, 616	1, 628, 968	6, 351
合計	5, 628, 216	5, 770, 299	142, 082

<sup>(</sup>注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	1, 577, 673	1, 677, 327	99, 653
住宅ローン残高	1, 429, 246	1, 547, 447	118, 201
その他ローン残高	148, 427	129, 880	△18, 547

## (4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	1)	百万円	3, 802, 235	3, 868, 081	65, 846
総貸出金残高	2	百万円	4, 480, 743	4, 556, 969	76, 226
中小企業等貸出金比率	1)/2	%	84. 85	84. 88	0.03
中小企業等貸出先件数	3	件	430, 306	405, 275	△25, 031
総貸出先件数	4	件	430, 868	405, 814	△25, 054
中小企業等貸出先件数比率	3/4	%	99.86	99.86	0.00

- (注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
  - 2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

## 5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

## ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会	<b>計期間</b>	当中間会計期間		
1里秋	口数(件) 金額(百万円)		口数(件)	金額(百万円)	
手形引受	_	_	_	_	
信用状	494	3, 179	423	2, 580	
保証	12, 543	107, 916	11, 114	75, 147	
計	13, 037	111, 095	11, 537	77, 727	

## 

## (自己資本比率の状況)

#### (参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

#### 連結自己資本比率(国内基準)

	項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
			金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		85, 745	85, 745
	うち非累積的永久優先株		_	_
	新株式申込証拠金		_	_
	資本剰余金		90, 301	90, 301
	利益剰余金	_	48, 340	63, 182
	自己株式(△)		479	587
	自己株式申込証拠金		_	_
	社外流出予定額(△)		_	_
	その他有価証券の評価差損(△)		_	_
基本的項目	為替換算調整勘定		△0	△0
(Tier 1)	新株予約権		_	_
	連結子法人等の少数株主持分		39, 621	25, 611
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		20, 800	17, 000
	営業権相当額(△)		_	_
	のれん相当額(△)		905	570
	企業結合等により計上される無形固定資産 相当額(△)		_	_
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)		_	3, 687
	計	(A)	262, 623	259, 995
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		_	17, 000
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		24, 209	23, 342
	一般貸倒引当金		45, 273	44, 261
補完的項目	負債性資本調達手段等		83, 100	102, 500
相元中が現日 (Tier 2)	うち永久劣後債務(注2)		15, 000	15, 000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		68, 100	87, 500
	計		152, 582	170, 104
	うち自己資本への算入額	(B)	133, 613	153, 343
控除項目	控除項目(注4)	(C)	3, 555	4, 124
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	392, 681	409, 213

	項目	平成18年9月30日	平成19年9月30日	
	(現日)	金額(百万円)	金額(百万円)	
	資産(オン・バランス)項目		4, 093, 632	4, 032, 403
リスク・	オフ・バランス取引等項目		115, 107	80, 013
アセット等	信用リスク・アセットの額	(E)	_	4, 112, 417
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額	(F)	_	287, 610

1	((G) / 8 %)			
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	_	23, 008
	計(E)+(F) (注5)	(H)	4, 208, 740	4, 400, 027
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)			9. 33	9. 30
(参考)Tier1比率=A/H×100(%)			_	5. 90

- (注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う 蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
  - 2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
    - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
    - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
    - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
    - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
  - 3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
  - 4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております
  - 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

## 前へ 次へ

	在日		平成18年9月30日	平成19年9月30日
	項目		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		85, 745	85, 745
	うち非累積的永久優先株		_	_
	新株式申込証拠金		_	_
	資本準備金		85, 684	85, 684
	その他資本剰余金	_	_	_
	利益準備金		6	61
	その他利益剰余金	_	51,066	70, 226
	その他		20, 799	16, 999
	自己株式(△)		479	587
基本的項目	自己株式申込証拠金		_	_
(Tier 1)	社外流出予定額(△)		_	_
	その他有価証券の評価差損(△)		_	_
	新株予約権		_	_
	営業権相当額(△)		_	_
	<b>のれん相当額(△)</b>		_	_
	企業結合により計上される無形固定資産 相当額(△)		_	_
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	_	_	3, 153
	計	(A)	242, 821	254, 977
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		_	17, 000
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		23, 962	23, 096
	一般貸倒引当金		32, 869	30, 027
建空的頂目	負債性資本調達手段等	_	83, 100	102, 500
補完的項目 (Tier 2)	うち永久劣後債務(注2)		15, 000	15, 000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		68, 100	87, 500
	計		139, 932	155, 624
	うち自己資本への算入額	(B)	132, 309	151, 923
控除項目	控除項目(注4)	(C)	13, 033	16, 091
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	362, 098	390, 809
	資産(オン・バランス)項目		3, 931, 083	3, 881, 654
	オフ・バランス取引等項目		108, 439	78, 154
リスク・ アセット等	信用リスク・アセットの額	(E)	_	3, 959, 809
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F)	_	252, 492
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	_	20, 199
	計(E)+(F) (注5)	(H)	4, 039, 523	4, 212, 301
単体自己資本比率	率(国内基準)=D/H×100(%)		8. 96	9. 27
(参考)Tier 1比	率=A/H×100(%)		_	6. 05

- (注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う 蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
  - 2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
    - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
    - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
    - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
    - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
  - 3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
  - 4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
  - 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(※)連結自己資本比率(国内基準)および単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の基本的項目に算入しておりま す海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次の通りであります。

発行会社	Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited
発行証券の種類	非累積型・固定変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めなし(永久) ただし、平成29年7月以降の各配当支払日に、発行会社はその裁量により、本優先 出資証券の全部または一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監 督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行わ れる。
発行総額	170億円(一口当り発行価額1,000万円)
払込日	平成19年6月27日
配当	当初10年間は固定配当(但し、平成29年7月以降の配当計算期間については、変動配当率が適用されるとともにステップアップ金利が付される。)
配当支払日	毎年1月15日及び7月15日(初回の配当支払日は平成20年1月15日) 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (i) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書(注1)を交付した場合 (ii) 当行が当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行配当最優先株式に関する配当を全く支払わない旨確定的に宣言した場合 (iii) 当該配当支払日が清算期間(注2)中に到来する場合 (iv) 当該配当支払日が監督期間(注3)中に到来する場合 (v) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対して配当不払指示を交付した場合 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	当行がある事業年度につき、当行の配当が最優先する優先株式の配当について減額または停止した場合には、当該営業年度終了後の7月および翌年の1月の配当支払日の本優先出資証券への配当も同じ割合で減額または停止される。(但し、中間配当については考慮しない。)
分配制限	本優先出資証券の配当は、以下に定める金額を限度とする。 (i)発行会社が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日の分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a)直近に終了した当行の事業年度に関して、当行のすべての種類の優先株式について支払う旨確定的に宣言された配当(中間配当(もしあれば)を除く。)の金額 (b)同順位証券についてかかる事業年度末以降に宣言された配当及びその他の分配金の金額 (ii)発行会社が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(i)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行会社が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(i)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当及びその他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
強制配当	当行がある事業年度につき、当行普通株式への配当を行った場合には、発行会社は 当該営業年度終了後の7月および翌年1月の配当支払日に本優先出資証券に対し全 額配当を行うことを要する。但し、配当停止条件の制限および適用される分配制限 又は配当制限に服する。
残余財産分配優先権	一口当り1,000万円
· -	

#### (注) 1 支払不能証明書

当行が支払不能状態であるか、当行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより当行が支払不能状態になる場合に、当行が発行会社に交付する証明書。支払不能状態とは、(x)当行が破産法上の「支払不能」にあたるか、又はその負債が当行の資産を超えるか、若しくは対応する利息支払日に本劣後ローン契約の条項に基づいて支払が停止されなければ支払われるべき本劣後ローンの利息の支払を行うことにより超える場合、又は(y)金融庁又は日本の金融監督を統轄するその他の行政機関が、適用ある法律との関連でかつそれに基づき、当行が支払不能状態である旨判断し、それに基づいて当行に関して法的措置をとった場合をいう。

#### 2 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間をいう。清算事由とは、(a) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合(会社法(その承継する法令を含む。)に基づく当行の特別清算手続を含む。)又は(b)日本の管轄裁判所が(x)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

#### 3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間をいう。監督事由とは、当行が内閣総理大臣に対し、(i)金融商品取引法により提出することが要求される有価証券報告書若しくは半期報告書、又は(ii)同法に基づく提出の必要がなくなった場合には、銀行法により提出することが要求される業務報告書又は中間業務報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

## 前へ 次へ

#### (資産の査定)

#### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

## 2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収 及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

## 資産の査定の額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日	
損惟の囚刀	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	354	317	
危険債権	1, 099	921	
要管理債権	858	674	
正常債権	43, 665	44, 714	

前へ

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

金融機関におきましては、各金融機関の拡大戦略や本年10月の郵政民営化によるゆうちょ銀行等の発足など、競争環境は激しさを増すなかで、経営の健全性を維持しつつ収益性を高め、信頼性の高い経営基盤を構築していくことを求められております。このような経営環境のなか、当行は、引き続き効率性と健全性の向上に取組み、財務体質の改善を進める一方、プラスのシナジー効果を発揮すべく、営業を重視した積極的な経営を加速させ競争力・収益力を高めるための具体的施策を展開しております。

今後につきましても、一段の経営の合理化と競争力・収益力の強化に努めるとともに、円滑な資金供給や質の高い金融サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献し、株主の皆さまをはじめとする様々なステークホルダーから高く評価される地域金融機関を目指してまいります。

## 4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

## 5 【研究開発活動】

該当ありません。

# 第3 【設備の状況】

## 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

## 銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月日
当行	_	甘木支店	福岡県朝倉市	店舗(建替)	1, 258	1, 102	平成19年6月

## 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
  - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	1, 500, 000, 000	
優先株式	300, 000, 000	
計	1, 800, 000, 000	

## ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	796, 732, 552	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	(注) 1
第一回優先株式	35, 000, 000	同左	_	(注) 2
計	831, 732, 552	同左	_	_

- (注) 1 当行の発行している普通株式は、完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。
  - 2 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
    - (1) 優先配当金
      - ① 優先配当金

期末配当を行う時は、本優先株主または本優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、本優先株式1株につき12円の金銭による剰余金の配当を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主または本優先質権者に対して配当する金銭の剰余金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主または本優先質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主または本優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、本優先株式1株につき6円の金銭による剰余金の配当を行う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、本優先株式 1株につき1,000円を支払う。

本優先株主または本優先質権者に対しては、上記1,000円のほか残余財産の分配は行わない。

#### (4) 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議があるときまで議決権を有するものとする。

(5) 本優先株式の併合または分割、新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。

本優先株主には募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

また本優先株主には株式無償割当て、または新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 本優先株式の取得

いつでも法令の定めるところに従って本優先株主との合意により本優先株式を有償で取得することができ、法令の定めるところに従ってこれを消却することができる。

- (7) 取得請求権
  - ① 取得を請求し得べき期間

平成19年1月31日から平成24年3月31日までとする。

- ② 取得と引換えに交付する普通株式の数またはその算定方法
  - イ 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付する当行の普通株式数は、以下のとおりとする。

普通株式数 = 本優先株主が取得請求のために提出した本優先株式の払込金額相当額総額

取得価額

ロ 当初取得価額

当初取得価額は、1株につき516円00銭とする。

ハ 取得価額の修正

取得価額は、平成20年1月31日以降平成24年1月31日までの毎年1月31日(以下それぞれ「取得価額修正日」という)に、当該取得価額修正日現在の時価に修正される。ただし、当該時価が下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。「取得価額修正日現在の時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に、下記ニに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価はニに準じて調整 される。

#### ニ 取得価額の調整

(イ) 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という)により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

既発行普通株式数+ 新規交付する普通株式数×1株当たり払込金額

調整後 = 調整前 取得価額

1株当たり時価 既発行普通株式数+新規交付する普通株式数

取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (a) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合 調整後取得価額は、払込日の翌日または受渡期日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌 日以降これを適用する。
- (b) 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降にこれを適用する。ただし、剰余金から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

(c) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式が交付されることとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合

調整後取得価額は、その証券の払込日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行されるすべての証券の取得もしくは取得の請求がなされまたは新株引受権が行使され、当行の普通株式が新たに交付されたものとみなし、その払込日の翌日以降またはその基準日の翌日以降にこれを適用する。

- (d) 当行の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当行の普通株式が交付されることとなる新株予約権を行使できる証券であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された取得価額または新株予約権の行使価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合調整後取得価額は、当該価額決定日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、残存するすべての証券の取得もしくは取得の請求がなされまたは新株予約権が行使され、当行の普通株式が新たに交付されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降またはその基準日の翌日以降に、これを適用する。
- (ロ)上記ニ(イ)に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本金の額の減少または普通株式の併合により取得価額 (下限取得価額を含む)の調整を必要とする場合には、当行取締役会が合理的に適当と判断する取得価額に変更される。
- (ハ) 取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記ニ(イ)(b)ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値がない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記ニ(イ)または(ロ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、調整後取得価額は上記ニ(イ)または(ロ)に準じて調整される。
- (二)取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその基準日の、また、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数(自己株式を除く)とする。
- (ホ)取得価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、(A)上記ニ(イ)(a)の時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(B)上記ニ(イ)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、(C)上記ニ(イ)(c)の時価を下回る価額をもって当行の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または上記ニ(イ)(c)の時価を下回る価額をもって普通株式を交付することとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額、(D)上記ニ(イ)(d)の決定された取得価額または新株予約権の行使価額が取得価額調整式の時価を下回る場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。なお、新株予約権が有償で発行された場合は、当該新株予約権がすべて行使され、当行の普通株式が新たに発行されたものとみなし、1株当たりの新株予約権の対価(円位未満小数第2位を四捨五入)を前述(C)及び(D)の行使価額に加算するものとする。

## (8) 一斉取得

平成24年3月31日までに優先株式の取得請求がなかった本優先株式については、平成24年4月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって、その全部を取得する。当行は、当該取得と引換えに、本優先株式1株あたり、本優先株式1株の払込金額相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を、本優先株主に交付する。平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が357円を下回るときは、本優先株式1株の払込金額相当額を357円で除して得られる数の普通株式を交付する。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを処理する。

## (9) 配当金の除斥期間

優先配当金および優先中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当行はその支払 義務を免れるものとする。

未払の優先配当金及び優先中間配当金に対しては利息を付さない。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年9月30日	_	普通株式 796,732 優先株式 35,000	_	85, 745, 578		85, 684, 054

## (5) 【大株主の状況】

## ① 普通株式

平成19年9月30日現在

		1 794 1	0 7100 H 201T
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	81, 408	10. 21
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	55, 142	6. 92
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	30, 232	3. 79
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	20, 477	2. 57
富士火災海上保険株式会社	大阪市中央区南船場一丁目18番11号	18, 746	2. 35
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	14, 099	1. 76
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	13, 507	1.69
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	11,000	1. 38
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	10, 945	1. 37
三井リース事業株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	10, 089	1. 26
計	_	265, 646	33. 34

(注) 1 平成19年7月31日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書の変更報告書が平成19年8月14日付で、JPモルガン信託銀行株式会社およびその共同保有者から提出されておりますが、当行としては平成19年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。 なお、当該変更報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
JPモルガン信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	75, 285	9.05
J Pモルガン・アセット・ マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	1,740	0.21
ハイブリッジ・キャピタル・ マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州10019 ニューヨーク ウェスト57ストリート9	4, 004	0.48
計	_	81, 029	9. 74

2 平成18年11月27日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書の変更報告書が、平成18年11月29日付で株式会社りそな銀行およびその共同保有者から提出されております。当該変更報告書の共同保有者のうち、株式会社りそな銀行および株式会社整理回収機構の保有株式数の内訳は当行の株主名簿上の記載内容と一致しておりますが、りそな信託銀行株式会社および預金保険機構につきましては、当行として平成19年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の主な内容(除く株式会社りそな銀行および株式会社整理回収機構保有分)は以下のとおりであります

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
りそな信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番2号	9, 899	1. 19
預金保険機構	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	39, 881	4. 79
計	_	49, 780	5.98

3 平成19年2月28日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書の変更報告書が、平成19年3月6日付で銀行等保有株式取得機構から提出されておりますが、当行として平成19年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
銀行等保有株式取得機構	東京都中央区新川二丁目28番1号	53, 248	6. 40
<b>☆</b>	_	53, 248	6. 40

## ② 第一回優先株式

平成19年9月30日現在

		1 /4/010 1	07100日元正
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社 整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	35, 000	100.00
計	_	35, 000	100.00

#### (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回優先株式 35,000,000	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,194,000	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 790, 039, 000	790, 039	
単元未満株式	普通株式 5, 499, 552	_	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	831, 732, 552	_	
総株主の議決権	_	790, 039	_

- (注) 1 各種類の株式の内容は「1 株式等の状況(1)株式の総数等② 発行済株式」に記載しております。
  - 2 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、112,000株含まれております。 また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が112個含まれております。
  - 3 上記の「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式511株を含んでおります。

## ② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西日本シティ銀 行	福岡市博多区博多駅前 三丁目1番1号	1, 194, 000	_	1, 194, 000	0.14
計	_	1, 194, 000	_	1, 194, 000	0. 14

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

## ① 普通株式

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	550	556	493	468	400	365
最低(円)	496	483	441	386	308	295

<sup>(</sup>注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## ② 第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

# 3 【役員の状況】

- (1) 新任役員該当ありません。
- (2) 退任役員該当ありません。
- (3) 役職の異動該当ありません。

# 第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第 24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及 び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。 以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の 分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施 行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規 則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

# (1) 【中間連結財務諸表】

# ① 【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年 要約連結貸借	付照表
区分	注記番号	(平成18年9月 金額(百万円)	(%) 構成比	(平成19年9月 金額(百万円)	30日) 構成比 (%)	(平成19年3月 金額(百万円)	構成比
(資産の部)	番写	·	(%)		(%)		(%)
現金預け金	<b>※</b> 7	318, 409	4. 60	304, 415	4. 37	288, 195	4. 15
コールローン及び買入手形		5, 111	0. 07	6, 078	0.09	4, 250	0.06
買入金銭債権		34, 342	0.50	35, 157	0. 50	37, 817	0. 54
特定取引資産		1, 198	0.02	1, 131	0.02	1, 252	0.02
金銭の信託		15, 624	0. 23	17, 070	0. 24	19, 725	0. 28
有価証券	<b>%</b> 1, 7	1, 477, 209	21. 36	1, 523, 180	21.86	1, 514, 353	21. 78
貸出金	<b>※</b> 2, 3, 4, 5, 6, 8	4, 728, 673	68. 38	4, 792, 469	68. 79	4, 795, 703	68. 97
外国為替	<b>%</b> 6	1, 566	0.02	1, 521	0.02	1, 292	0.02
その他資産	<b>※</b> 7	35, 118	0.51	40, 151	0.58	37, 024	0.53
有形固定資産	<b>※</b> 9, 10	123, 391	1. 78	122, 752	1. 76	122, 141	1. 76
無形固定資産		4, 699	0. 07	4, 210	0.06	4, 688	0.07
繰延税金資産		81, 546	1.18	63, 837	0.92	66, 453	0.96
支払承諾見返	<b>※</b> 14	172, 047	2.49	126, 217	1.81	134, 492	1. 93
貸倒引当金		△83, 175	△1.20	△69, 851	△1.00	△73, 803	△1.06
投資損失引当金		△634	△0.01	△1, 329	△0.02	△680	△0.01
資産の部合計		6, 915, 128	100.00	6, 967, 011	100.00	6, 952, 905	100.00

		前中間連結会計		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年 要約連結貸借対 (平成19年3月	付照表
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			,				
預金	<b>※</b> 7	5, 871, 690	84. 91	6, 027, 531	86. 52	5, 944, 724	85. 50
譲渡性預金		100, 740	1.46	156, 375	2. 25	102, 023	1.47
コールマネー及び売渡手形		59, 191	0.86	28, 111	0.40	34, 391	0.49
債券貸借取引受入担保金	<b>※</b> 7	168, 038	2. 43	115, 681	1.66	185, 367	2. 67
借用金	<b>※</b> 7, 12	77, 028	1. 11	22, 415	0. 32	52, 734	0.76
外国為替		86	0.00	172	0.00	87	0.00
社債	<b>※</b> 13	72, 000	1.04	97, 000	1. 39	97, 000	1.40
信託勘定借		6	0.00	4	0.00	5	0.00
その他負債	<b>※</b> 7	46, 534	0.67	46, 486	0. 67	43, 827	0.63
退職給付引当金		14, 151	0. 21	12, 691	0. 18	13, 251	0. 19
役員退職慰労引当金		_	_	878	0.01	1, 034	0.02
時効預金払戻損失引当金		_	_	664	0.01	_	_
再評価に係る繰延税金負債	<b>※</b> 9	23, 854	0.34	23, 076	0. 33	23, 226	0. 33
支払承諾	<b>※</b> 14	172, 047	2. 49	126, 217	1.81	134, 492	1. 93
負債の部合計		6, 605, 368	95. 52	6, 657, 307	95. 55	6, 632, 166	95. 39
(純資産の部)							
資本金		85, 745	1. 24	85, 745	1. 23	85, 745	1. 23
資本剰余金		90, 301	1. 31	90, 301	1. 30	90, 301	1.30
利益剰余金		48, 340	0.70	63, 182	0.91	59, 733	0.86
自己株式		△479	△0.01	△587	△0.01	△540	△0.01
株主資本合計		223, 907	3. 24	238, 641	3. 43	235, 239	3. 38
その他有価証券評価差額金		16, 206	0. 24	16, 508	0. 24	25, 926	0.37
繰延ヘッジ損益		△94	△0.00	△8	△0.00	$\triangle 43$	△0.00
土地再評価差額金	<b>※</b> 9	29, 944	0.43	28, 796	0.41	29, 018	0.42
為替換算調整勘定		△0	△0.00	△0	△0.00	△0	△0.00
評価・換算差額等合計		46, 055	0. 67	45, 296	0.65	54, 901	0. 79
少数株主持分		39, 797	0. 57	25, 766	0. 37	30, 597	0. 44
純資産の部合計		309, 760	4. 48	309, 704	4. 45	320, 738	4. 61
負債及び純資産の部合計		6, 915, 128	100.00	6, 967, 011	100.00	6, 952, 905	100.00

# ② 【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間		当中間連結会割	十期間	前連結会計年 要約連結損益記	
		(自 平成18年4 至 平成18年9		(自 平成19年4 至 平成19年9		(自 平成18年4 至 平成19年3	月1日
区分	注記番号	至 平成18年9 金額(百万円)	百分比 (%)	至 平成19年9 金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		90, 646	100.00	92, 513	100.00	179, 790	100.00
資金運用収益		69, 509		71, 575		139, 259	
(うち貸出金利息)		(57, 117)		(58, 919)		(115,001)	
(うち有価証券利息配当金)		(11, 949)		(11,893)		( 23, 310)	
信託報酬		5		5		10	
役務取引等収益		16, 346		15, 756		32, 759	
特定取引収益		115		91		214	
その他業務収益		558		1, 799		1, 500	
その他経常収益		4, 110		3, 285	ı	6, 046	
経常費用		65, 434	72. 19	73, 382	79. 32	132, 969	73. 96
資金調達費用		6, 912		13, 029		16, 801	
(うち預金利息)		( 2, 173)		(8,032)		( 7,055)	
役務取引等費用		5, 155		4, 976		10, 125	
その他業務費用		135		1, 273		2, 051	
営業経費		43, 288		41, 752		84, 963	
その他経常費用	<b>※</b> 1	9, 942		12, 351	ı	19, 028	
経常利益		25, 212	27.81	19, 131	20.68	46, 820	26.04
特別利益	<b>※</b> 2	3, 717	4. 10	1, 406	1. 52	7, 189	4.00
特別損失	<b>※</b> 3, 4	3, 819	4. 21	4, 122	4. 46	8, 366	4.65
税金等調整前中間(当期)純利益		25, 110	27. 70	16, 415	17. 74	45, 644	25. 39
法人税、住民税及び事業税		245	0. 27	259	0. 28	626	0.35
法人税等調整額		9, 301	10. 26	9, 223	9. 97	18, 189	10. 12
少数株主利益		930	1.03	101	0.11	1, 497	0.83
中間(当期)純利益		14, 632	16. 14	6, 831	7. 38	25, 330	14. 09

# ③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計					
平成18年3月31日残高(百万円)	63, 517	103, 733	41, 073	△425	207, 900					
中間連結会計期間中の変動額										
新株予約権付社債の転換	22, 227	22, 172			44, 400					
剰余金の配当(注)			△3, 666		△3, 666					
中間純利益			14, 632		14, 632					
持分変動に伴う利益剰余金増加			7		7					
自己株式の取得				△41, 222	△41, 222					
自己株式の処分		0		4	4					
自己株式の消却		△35, 605	△5, 557	41, 162	_					
土地再評価差額金の取崩			1, 850		1,850					
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)										
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	22, 227	△13, 432	7, 266	△54	16, 006					
平成18年9月30日残高(百万円)	85, 745	90, 301	48, 340	△479	223, 907					

		評		少数株主			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	持分	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	22, 602	_	31, 794	△0	54, 396	39, 466	301, 763
中間連結会計期間中の変動額							
新株予約権付社債の転換							44, 400
剰余金の配当(注)							△3, 666
中間純利益							14, 632
持分変動に伴う利益剰余金増加							7
自己株式の取得							△41, 222
自己株式の処分							4
自己株式の消却							_
土地再評価差額金の取崩							1, 850
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△6, 395	△94	△1,850	0	△8, 340	330	△8, 010
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△6, 395	△94	△1,850	0	△8, 340	330	7, 996
平成18年9月30日残高(百万円)	16, 206	△94	29, 944	△0	46, 055	39, 797	309, 760

<sup>(</sup>注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

# 当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計					
平成19年3月31日残高(百万円)	85, 745	90, 301	59, 733	△540	235, 239					
中間連結会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注)			△3, 602		△3, 602					
中間純利益			6, 831		6, 831					
自己株式の取得				△54	△54					
自己株式の処分			Δ1	7	6					
土地再評価差額金の取崩			221		221					
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)										
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	_	_	3, 448	△46	3, 402					
平成19年9月30日残高(百万円)	85, 745	90, 301	63, 182	△587	238, 641					

		評	少数株主				
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	持分	純資産合計
平成19年3月31日残高(百万円)	25, 926	△43	29, 018	△0	54, 901	30, 597	320, 738
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)							△3, 602
中間純利益							6, 831
自己株式の取得							△54
自己株式の処分							6
土地再評価差額金の取崩							221
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△9, 418	34	△221	△0	△9, 605	△4, 831	△14, 437
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△9, 418	34	△221	△0	△9, 605	△4, 831	△11,034
平成19年9月30日残高(百万円)	16, 508	△8	28, 796	△0	45, 296	25, 766	309, 704

<sup>(</sup>注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

# 前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	63, 517	103, 733	41,073	△425	207, 900	
連結会計年度中の変動額						
新株予約権付社債の転換	22, 227	22, 172			44, 400	
剰余金の配当(注)			△3, 666		△3, 666	
当期純利益			25, 330		25, 330	
持分変動に伴う利益剰余金減少			△222		△222	
自己株式の取得				△41, 285	△41, 285	
自己株式の処分		0		7	7	
自己株式の消却		△35, 605	△5, 557	41, 162	_	
土地再評価差額金の取崩			2, 775		2,775	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	22, 227	△13, 432	18, 659	△115	27, 339	
平成19年3月31日残高(百万円)	85, 745	90, 301	59, 733	△540	235, 239	

		評					
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	少数株主持分	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	22, 602	_	31, 794	$\triangle 0$	54, 396	39, 466	301, 763
連結会計年度中の変動額							
新株予約権付社債の転換							44, 400
剰余金の配当(注)							△3, 666
当期純利益							25, 330
持分変動に伴う利益剰余金減少							△222
自己株式の取得							△41, 285
自己株式の処分							7
自己株式の消却							_
土地再評価差額金の取崩							2, 775
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	3, 324	△43	△2, 775	0	505	△8, 869	△8, 363
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	3, 324	△43	△2, 775	0	505	△8, 869	18, 975
平成19年3月31日残高(百万円)	25, 926	△43	29, 018	$\triangle 0$	54, 901	30, 597	320, 738

<sup>(</sup>注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

# ④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前	中間連結会計期間	当	中間連結会計期間		前連結会計年度の連結キャッシュ・
		(自 至	平成18年4月1日 平成18年9月30日)	(自 至	平成19年4月1日 平成19年9月30日)	(自 至	フロー計算書 平成18年4月1日 平成19年3月31日)
区分	注記 番号		金額(百万円)		金額(百万円)		金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー							
税金等調整前中間(当期) 純利益			25, 110		16, 415		45, 644
減価償却費			2, 458		2, 595		5, 092
減損損失			3, 369		2,874		5, 742
のれん償却額			150		179		295
持分法による投資損益(△)			_		△21		0
貸倒引当金の増減(△)額			△7, 521		△3, 952		△16, 893
投資損失引当金の増減(△)額			8		677		65
退職給付引当金の増減(△)額			△902		△560		$\triangle 1,737$
役員退職慰労引当金の   増減(△)額			_		△156		962
時効預金払戻損失引当金の 増減(△)額			_		664		_
資金運用収益			△69, 509		△71, 575		$\triangle 139, 259$
資金調達費用			6, 912		13, 029		16, 801
有価証券関係損益(△)			△825		△68		762
金銭の信託の運用損益(△)			586		57		385
為替差損益(△)			△207		△421		△509
固定資産処分損益(△)			335		466		1, 271
特定取引資産の純増(△)減			256		121		201
貸出金の純増(△)減			40, 033		3, 229		$\triangle 26,995$
預金の純増減(△)			△61, 149		82, 908		10, 847
譲渡性預金の純増減(△)			85, 819		54, 352		87, 102
借用金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減(△)			49, 796		△25, 319		25, 503
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減			6, 630		3, 359		15, 358
コールローン等の純増(△)減			3, 279		764		677
コールマネー等の純増減(△)			△70, 399		△5, 540		△95, 257
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)			20, 444		△68, 897		37, 514
外国為替(資産)の純増(△)減			3		△237		291
外国為替(負債)の純増減(△)			△69		85		△68
資金運用による収入			68, 298		71, 479		137, 818
資金調達による支出			△6, 523		△10, 238		△14, 881
その他			1, 294		△1,895		△987
小計			97, 680		64, 373		95, 749
法人税等の支払額			△460		△410		△650
営業活動による キャッシュ・フロー			97, 219		63, 963		95, 098

			24.	나 태 녹 산 스 키 111111	\	/ ch		前連結会計年度の
				中間連結会計期間		4中間連結会計期間		車結キャッシュ・ フロー計算書
		\4, ≐⊓	(自 至	平成18年4月1日 平成18年9月30日)	(自 至	平成19年4月1日 平成19年9月30日)	(自 至	平成18年4月1日 平成19年3月31日)
	区分	注記番号		金額(百万円)		金額(百万円)		金額(百万円)
II	投資活動による キャッシュ・フロー							
	有価証券の取得による支出			△158, 949		△209, 859		△346, 883
	有価証券の売却による収入			50, 826		100, 883		141, 630
	有価証券の償還による収入			71, 240		81, 580		140, 927
	金銭の信託の増加による支出			△16, 000		$\triangle 1,274$		△4, 000
	金銭の信託の減少による収入			19, 789		3,872		3, 888
	有形固定資産の取得 による支出			△1, 985		△3, 647		△5, 594
	有形固定資産の売却			420		520		1, 863
	による収入 無形固定資産の取得					△339		
	による支出 子会社株式の取得による支出			$\triangle 4$				$\triangle 4$
	子会社株式の売却による収入					_		45
	連結範囲の変動を伴う子会社							
	株式の売却による収入			_		_		367
	投資活動による キャッシュ・フロー			△34 <b>,</b> 661		$\triangle 28,264$		△67, 760
Ш	財務活動による キャッシュ・フロー							
	劣後特約付借入による収入			3,000		_		3,000
	劣後特約付借入金の返済に よる支出			△4, 000		△5, 000		△4, 000
	劣後特約付社債·新株予約権			_		_		25, 000
	付社債の発行による収入 劣後特約付社債・新株予約権			△7, 300				△7, 300
	付社債の償還による支出 少数株主への株式の発行			$\triangle 7,300$				△1,300
	による収入 少数株主からの株式の取得			_		4, 003		1
	による支出			_		△7, 199		△10, 764
	優先出資証券の発行 による収入			_		17,000		_
	優先出資証券の償還 による支出			_		△20, 800		_
	配当金支払額			△3, 666		△3, 602		△3, 666
	少数株主への配当金支払額			△410		△468		△853
	自己株式の取得による支出			△41, 222		△54		△41, 285
	自己株式の売却による収入			4		6		7
	子会社による当該会社の 自己株式の処分による収入			54				54
	財務活動による キャッシュ・フロー			△53, 539		△16, 116		△39, 806
IV	現金及び現金同等物に係る換算差額			1		Δ2		2
V	現金及び現金同等物の増加額			9, 019		19, 579		△12, 466
VI	現金及び現金同等物の 期首残高			247, 096		234, 630		247, 096
VII	現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高			256, 116		254, 209		234, 630
			<u> </u>					

1 連結の範囲に関す る事項	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日
	至 平成18年9月30日)		
	( ) ) )	王 十八八十 5 月 50 日 7	至 平成19年3月31日)
ス重佰	(1) 連結子会社 12社	(1) 連結子会社 11社	(1) 連結子会社 11社
の事項	会社名	会社名	連結子会社名は、「第
	株式会社長崎銀行	株式会社長崎銀行	1 企業の概況 4 関
	西銀ターンアラウン	西銀ターンアラウン	係会社の状況」に記載し
	ド・パートナーズ株	ド・パートナーズ株	ているため省略しており
	式会社	式会社	ます。
	シティ・ターンアラ	シティ・ターンアラ	なお、前連結会計年度
	ウンド・サポート株	ウンド・サポート株	連結子会社でありました
	式会社	式会社	NCBコンピューターサ
	Nishi-Nippon	Nishi-Nippon City	ービス株式会社は、シス
	Preferred Capital	Preferred Capital	テム開発・運用業務のア
	(Cayman) Limited	(Cayman) Limited	ウトソーシングを目的と
	Nishi-Nippon	Nishi-Nippon	して株式会社エヌ・テ
	Finance (Cayman)	Finance (Cayman)	ィ・ティ・データに株式
	Limited	Limited	譲渡したことにより、同
	NCBオフィスサー	NCBオフィスサー	社は連結の範囲から除外
	ビス株式会社	ビス株式会社	され持分法適用関連会社
	NCBビジネスサー	NCBビジネスサー	としておりますが、売却
	ビス株式会社	ビス株式会社	時までの損益計算書につ
	N C B モーゲージサ	NCBモーゲージサ	いては連結しておりま
	ービス株式会社	ービス株式会社	す。
	九州カード株式会社	九州カード株式会社	
	株式会社NCB経営	株式会社NCB経営	
	情報サービス	情報サービス	
	NCBコンピュータ	西日本信用保証株式	
	サービス株式会社	会社	
	西日本信用保証株式	なお、Nishi-Nippon	
	会社	City Preferred	
		Capital (Cayman)	
		Limitedは設立により	
		当中間連結会計期間より連续するないなり	
		り連結子会社といたし	
		ました。	
		また、前連結会計年 度連結子会社でありま	
		したNishi-Nippon Preferred Capital	
		rreferred Capital (Cayman) Limitedは清	
		算結了により連結の範	
		開から除外しておりま 囲から除外しておりま	
		すが、清算結了時まで	
		の損益計算書について	
		は連結しております。	
		10027111 0 (40 / 50 / 6	

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 非連結子会社 1社	(2) 非連結子会社 1社	(2) 非連結子会社 1社
	会社名	会社名	会社名
	西日本チャレンジ投 資事業有限責任組合	西日本チャレンジ投 資事業有限責任組合	西日本チャレンジ投 資事業有限責任組合
	1号	1号	1号
	非連結子会社は、そ	同左	非連結子会社は、そ
	の資産、経常収益、中		の資産、経常収益、当
	間純損益(持分に見合		期純損益(持分に見合
	う額)、利益剰余金(持 分に見合う額)及び繰		う額)、利益剰余金(持   分に見合う額)及び繰
	延ヘッジ損益(持分に		近代日 7 領 / 及 O 禄
	見合う額)等からみ		見合う額)等からみ
	て、連結の範囲から除		て、連結の範囲から除
	いても企業集団の財政		いても企業集団の財政
	状態及び経営成績に関 する合理的な判断を妨		状態及び経営成績に関 する合理的な判断を妨
	げない程度に重要性が		げない程度に重要性が
	乏しいため、連結の範		乏しいため、連結の範
	囲から除外しておりま		囲から除外しておりま
	す。 (1) 持分法適用の非連結子	(1) 持分法適用の非連結子	す。 (1) 持分法適用の非連結子
する事項	会社	会社	会社
	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
	(2) 持分法適用の関連会社	(2) 持分法適用の関連会社	(2) 持分法適用の関連会社
	該当ありません。	会社名 1社 株式会社エヌ・テ	会社名 1社 株式会社エヌ・テー
		イ・ティ・データ N	イ・ティ・データN
		СВ	СВ
			同社は、前連結会計
			年度連結子会社であり ましたNCBコンピュ
			ーターサービス株式会
			社が商号変更したもの
	(4) 株八洪北海田の北海休		であります。
	(3) 持分法非適用の非連結 子会社 1社	(3) 持分法非適用の非連結   子会社 1社	(3) 持分法非適用の非連結 子会社 1 社
	会社名	会社名	会社名
	西日本チャレンジ投	西日本チャレンジ投	西日本チャレンジ投
	資事業有限責任組合 1号	資事業有限責任組合 1号	資事業有限責任組合
	1 <del>5</del>	1 <del>5</del>   同左	1号 持分法非適用の非連
	結子会社は、中間純損	1. 3	結子会社は、当期純損
	益(持分に見合う額)、		益(持分に見合う額)、
	利益剰余金(持分に見 合う額)及び繰延ヘッ		利益剰余金(持分に見 合う額)及び繰延ヘッ
	ジ損益(持分に見合う		ジ損益(持分に見合う
	額)等からみて、持分		額)等からみて、持分
	法の対象から除いても		法の対象から除いても
	中間連結財務諸表に重 要な影響を与えないた		連結財務諸表に重要な 影響を与えないため、
	め、持分法の対象から		影響を与えないため、 持分法の対象から除い
	除いております。		ております。
	(4) 持分法非適用の関連会	(4) 持分法非適用の関連会	(4) 持分法非適用の関連会
	社   該当ありません。	社   該当ありません。	社   該当ありません。
	1 100 / 6 6 / 00	1 1000000	₩ 1 0 / 2 C / 0 0

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日	前連結会計年度
	至 平成18年9月30日)	至 平成19年9月30日)	至 平成19年3月31日)
3 連結子会社の(中	連結子会社の中間決算日	同 左	連結子会社の事業年度末
間)決算日等に関す る事項	と中間連結決算日は一致しております。		日と連結決算日は一致しております。
4 会計処理基準に関	(1) 特定取引資産・負債の	(1) 特定取引資産・負債の	(1) 特定取引資産・負債の
する事項	評価基準及び収益・費用	評価基準及び収益・費用	評価基準及び収益・費用
	の計上基準	の計上基準	の計上基準
	金利、通貨の価格、有	同 左	金利、通貨の価格、有
	価証券市場における相場 その他の指標に係る短期		価証券市場における相場 その他の指標に係る短期
	的な変動、市場間の格差		ての他の指標に係る短期     的な変動、市場間の格差
	等を利用して利益を得る		等を利用して利益を得る
	等の目的(以下「特定取		等の目的(以下「特定取
	引目的」)の取引につい		引目的」)の取引につい
	ては、取引の約定時点を		ては、取引の約定時点を
	基準とし、中間連結貸借		基準とし、連結貸借対照
	対照表上「特定取引資		表上「特定取引資産」及
	産」及び「特定取引負		び「特定取引負債」に計
	債」に計上するととも に、当該取引からの損益		上するとともに、当該取 引からの損益を連結損益
	を中間連結損益計算書上		引がらい損益を遅れ損益     計算書上「特定取引収
	「特定取引収益」及び		益」及び「特定取引費
	「特定取引費用」に計上		用」に計上しておりま
	しております。		<del>-</del>
	特定取引資産及び特定		特定取引資産及び特定
	取引負債の評価は、有価		取引負債の評価は、有価
	証券及び金銭債権等につ		証券及び金銭債権等につ
	いては中間連結決算日の 時価により、先物・オプ		いては連結決算日の時価 により、先物・オプショ
	時価により、光物・オノ ション取引等の派生商品		により、光物・オノショ     ン取引等の派生商品につ
	については中間連結決算		いては連結決算日におい
	日において決済したもの		て決済したものとみなし
	とみなした額により行っ		た額により行っておりま
	ております。		す。
	また、特定取引収益及		また、特定取引収益及
	び特定取引費用の損益計		び特定取引費用の損益計
	上は、当中間連結会計期 間中の受払利息等に、有		上は、当連結会計年度中
	価証券、金銭債権等につ		の受払利息等に、有価証 券、金銭債権等について
	いては前連結会計年度末		は前連結会計年度末と当
	と当中間連結会計期間末		連結会計年度末における
	における評価損益の増減		評価損益の増減額を、派
	額を、派生商品について		生商品については前連結
	は前連結会計年度末と当		会計年度末と当連結会計
	中間連結会計期間末にお		年度末におけるみなし決
	けるみなし決済からの損		済からの損益相当額の増
	益相当額の増減額を加え ております。		減額を加えております。
	(2) 有価証券の評価基準及	   (2) 有価証券の評価基準及	   (2) 有価証券の評価基準及
	び評価方法	び評価方法	び評価方法
	(イ)有価証券の評価は、満	(イ) 同 左	(イ)有価証券の評価は、満
	期保有目的の債券につい		期保有目的の債券につい
	ては移動平均法による償		ては移動平均法による償
	却原価法(定額法)、持分		却原価法(定額法)、持分
	法非適用の非連結子会社 出資金については移動平		法非適用の非連結子会社 出資金については移動平
	山貝並に*フレ゙しは移動半		山貝並に、ノバーには修動半

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計 (自 平成18年4月1日 (自 平成19年4月1日 (自 平成18年 至 平成18年9月30日) 至 平成19年9月30日) 至 平成19年 均法による原価法、その 均法による原 他有価証券のうち時価の 他有価証券の	
至 平成18年9月30日)至 平成19年9月30日)至 平成19年均法による原価法、その均法による原	4 1 1 1 1
均法による原価法、その 均法による原	
伽有価計奏(/) 9 5 時価(/)	
あるものについては、中あるものにつ	—
間連結決算日の市場価格   結決算日の市	場価格等に
等に基づく時価法(売却 基づく時価法	:(売却原価
原価は移動平均法によりは移動平均法によりは移動平均法	去により算
算定)、時価のないもの 定)、時価の	
については、移動平均法	
による原価法又は償却原	
価法により行っておりま 法により行っ	っておりま
す。	
なお、その他有価証券   なお、その	他有価証券
の評価差額については、の評価差額に	ついては、
全部純資産直入法により	入法により
処理しております。 処理しており	
	左 左
とする単独運用の金銭の	<del>~-</del>
信託において信託財産と	
して運用されている有価	
証券の評価は、時価法に	
より行っております。	
(3) デリバティブ取引の評   (3) デリバティブ取引の評   (3) デリバティ	ブ取引の評
価基準及び評価方法 価基準及び評価方法 価基準及び評価方法 価基準及び評	価方法
デリバティブ取引(特   同 左   同	左
定取引目的の取引を除し	
く)の評価は、時価法に	
より行っております。	
(4) 減価償却の方法 (4) 減価償却の方法 (4) 減価償却の	<b>→</b> >>+-
① 有形固定資産       ① 有形固定資産       ① 有形固定	
	形固定資産
は、定率法(ただし、 の減価償却	
平成10年4月1日以後   (ただし、 ・	平成10年4
に取得した建物(建物   月1日以後	に取得した
附属設備を除く。)に   建物(建物	附属設備を
ついては定額法)を採 除く。)に	ついては定
用し、年間減価償却費 額法)を採り	
見積額を期間により按します。	.,,
	な耐用年数
す。 は次のとお	ッ じめりま
なお、主な耐用年数	
は次のとおりでありま 建物:3	
す。	年~20年
建物:3年~60年 連結子会	社の有形固
動産:2年~20年 定資産につ	いては、主
連結子会社の有形固として定率	法により償
定資産については、資力におり	
産の見積耐用年数に基	- / 0
づき、主として定率法	
により償却しておりまし	
j.,	

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
② 無形固定資産 無形固定資産の減価 償却は、定額法により 償却しております。な お、自社利用のソフト	② 無形固定資産 同 左	② 無形固定資産 同 左
ウェアについては、当 行及び連結子会社で定 める利用可能期間(5 年)に基づいて償却し ております。		
(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子 会社の貸倒引当金は、予 め定めている償却・引当 基準に則り、次のとおり 計上しております。 破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子 会社の貸倒引当金は、予 め定めている償却・引当 基準に則り、次のとおり 計上しております。 破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子 会社の貸倒引当金は、引 め定めている償却・引当 基準に則り、次のとおり 計上しております。 破産、特別清算等、法 的に経営破綻の事実が発 生している債務者(以下 「破綻先」という。)に
係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額	係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額	係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額
を控除し、その残額を計 上しております。また、 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破綻に 陥る可能性が大きいと認 められる債務者(以下 「破 綻 懸 念 先」とい う。)に係る債権につい ては、債権額から、担保	を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権につい	を控除し、その残額を計 上しており破えまた、 現在は経営破綻の状況に 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破に 陥る可能性が大きいとい いるを、を、とい が、を、を、とい が、を、を、とい が、なに係る債権につい では、債権額から、担保
には、領権額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額のう ち、債務者の支払能力を 総合的に判断し必要と認 める額を計上しておりま	ては、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額のう ち、債務者の支払能力を 総合的に判断し必要と認 める額を計上しておりま	ては、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額のう ち、債務者の支払能力を 総合的に判断し必要と認 める額を計上しておりま

当行の破綻懸念先及び

貸出条件緩和債権等を有

する債務者で与信額が一

定額以上の大口債務者の

うち、債権の元本の回収

及び利息の受取りに係る

キャッシュ・フローを合

理的に見積もることがで

きる債権については、当

該キャッシュ・フローを

当行の破綻懸念先及び 当行の破綻懸念先及び 貸出条件緩和債権等を有 貸出条件緩和債権等を有 する債務者で与信額が一 する債務者で与信額が一 定額以上の大口債務者の 定額以上の大口債務者の うち、債権の元本の回収 うち、債権の元本の回収 及び利息の受取りに係る 及び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合 キャッシュ・フローを合 理的に見積もることがで 理的に見積もることがで きる債権については、当 きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 該キャッシュ・フローを

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

貸出条件緩和実施前の約 定利子率で割引いた金額 と債権の帳簿価額との差 額を貸倒引当金とする方 法(キャッシュ・フロー 見積法)により引き当て ております。また、当該 大口債務者のうち、将来 キャッシュ・フローを合 理的に見積もることが困 難な債務者に対する債権 については、個別的に残 存期間を算定し、その残 存期間に対応する今後の 一定期間における予想損 失額を引き当てておりま

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基準 を、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部 者が査定結果を監査した るででは果を監査した おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。

なお、破綻先及び実質 破綻先に対する担保・ ・ はだに対する担保のいては、 債権額から担保の評価領 及び保証による回収が調 を認められる額を控 した残額を取立不能見 をして債権額から直接 減額しており、その金額 は97,843百万円でありま す。

その他の連結子会社の 貸倒引当金は、一般債権 については過去の貸倒寒と 認めた額を、貸倒懸念債 権等特定の債権について は、個別に回収可能性を 勘案し、回収不能見込て をそれぞれ引き当てております。 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

貸出条件緩和実施前の約 定利子率で割引いた金額 と債権の帳簿価額との差 額を貸倒引当金とする方 法(キャッシュ・フロー 見積法)により引き当て ております。また、当該 大口債務者のうち、将来 キャッシュ・フローを合 理的に見積もることが困 難な債務者に対する債権 については、個別的に残 存期間を算定し、その残 存期間に対応する今後の 一定期間における予想損 失額を引き当てておりま

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基準に基 き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部 者が査定結果を監査した るといて上記の引当を行っ ております。

なお、破綻先及び実質 破綻先に対する担保・ 証付債権等については、 債権額から担保の評価領 及び保証による回収が無 と認められる額を控 した残額を取立不能見 した残額を取立不能見 を して債権額から 強 しており、 その金額 は46,448百万円でありま す。

その他の連結子会社の 貸倒引当金は、一般債権 については過去の貸倒寒 複率等を勘案して必要を 認めた額を、貸倒懸念債 権等特定の債権について は、個別に回収可能性を 勘案し、回収不能見込む をそれぞれ引き当てております。 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

貸出条件緩和実施前の約 定利子率で割引いた金額 と債権の帳簿価額との差 額を貸倒引当金とする方 法(キャッシュ・フロー 見積法)により引き当て ております。また、当該 大口債務者のうち、将来 キャッシュ・フローを合 理的に見積もることが困 難な債務者に対する債権 については、個別的に残 存期間を算定し、その残 存期間に対応する今後の 一定期間における予想損 失額を引き当てておりま

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基準に き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査 との査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。

なお、破綻先及び実質 破綻先に対する担保・保 証付債権等については、 債権額から担保の評価領 及び保証による回収が囲 能と認められる額を控記 した残額を取立不能見 をして債権額から直接 減額しており、その金額 は67,362百万円であります。

その他の連結子会社の 貸倒引当金は、一般債権 については過去の貸倒要 績率等を勘案して必念意 を額を、貸倒懸念して必 権等特定の債権について は、個別に回収可能性を 勘案し、回収不能見込額 をそれぞれ引き当てております。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) (6) 投資損失引当金の計上 基準 投資損失引当金は、投 資に対する損失に備える ため、有価証券及びゴル フ会員権等の発行会社の 財政状態等を勘案して必 要と認められる額を計上 しております。	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) (6) 投資損失引当金の計上 基準 同 左	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (6) 投資損失引当金の計上 基準 同 左
(7) 基準職の出ている。 では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	<ul><li>(7) 退職給付引当金の計上 基準 同 左</li></ul>	(7) 基準 では、では、では、では、では、できない。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 できない。 できないい。 できないいいいいい。 できないいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい
	(8) 役員退職慰労引当金の 計上基準 役員退職慰労引当金 は、役員への退職慰労金 の支払に備えるため、役 員に対する退職慰労金の 支給見積額のうち、当中 間連結会計期間末までに 発生していると認められ る額を計上しておりま す。	(8) 役員退職慰労引当金の 計上基準 役員退職慰労引当金 は、役員への退職慰労金 支払に備えるため、内規 に基づき算定された当連 結会計年度末要支給額を 計上しております。
	9。 (追加情報) 役員退職慰労引当金は 支出時の費用として処理 しておりましたが、「役	(会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金 は支出時の費用として処 理しておりましたが、

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
		(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)	至 平成19年9月30日)	至 平成19年3月31日)
	員賞与に関する会計基	「役員賞与に関する会計
	準」(企業会計基準第4	基準」(企業会計基準第
	号平成17年11月29日)の	4 号平成17年11月29日)
	適用により役員賞与を費	の適用により役員賞与を
	用処理することが必要に	費用処理することが必要
	なったこと、及び「租税	になったこと、及び「租
	特別措置法上の準備金及	税特別措置法上の準備金
	び特別法上の引当金又は	及び特別法上の引当金又
	準備金並びに役員退職慰	は準備金並びに役員退職
	労引当金等に関する監査	慰労引当金等に関する監
	上の取扱い」(日本公認	査上の取扱い」(日本公
	会計士協会監査・保証実	認会計士協会監査・保証
	務委員会報告第42号平成	実務委員会報告第42号平
	19年4月13日)の公表を	成19年4月13日)(以下、
	契機として、前連結会計	本報告)の公表を契機と
	年度より内規に基づく期	して、当連結会計年度よ
	末要支給額を役員退職慰	り内規に基づく期末要支
	労引当金として計上する	給額を役員退職慰労引当
	方法に変更しました。	金として計上する方法に
	前中間連結会計期間に	変更しました。
	おいて同じ基準によった	この変更により、当連
	場合、経常利益は73百万	結会計年度発生額151百
	円、税金等調整前中間純	万円は営業経費へ、過年
	利益は876百万円それぞ	度分相当額803百万円は
	れ減少いたします。	特別損失に計上しており
	40000 V1C C S 9 0	ます。この結果、従来と
		同一の方法を採用した場
		合と比べ、経常利益は
		151百万円、税金等調整
		前当期純利益は954百万
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		ます。 なお、当該会計処理の
		変更が当下半期に行われ
		たのは、本報告が当下半
		期より検討され公表され
		たことによります。
		従って、当中間連結会
		計期間は従来の方法によ
		っておりましたが、当中
		間連結会計期間において
		も同じ基準によった場
		合、当中間連結会計期間
		の経常利益は73百万円、
		税金等調整前中間純利益
		は876百万円それぞれ減
	(o) Physical Attack	少いたします。
	(9) 時効預金払戻損失引当	
	金	
	時効預金払戻損失引当	
	金は、負債計上を中止	
	し、利益計上を行った時	
	効預金の払戻請求に備え	
	るため、過去の払戻実績	
	に基づき必要と認められ	
	る額を計上しておりま	
	す。	
l	7 0	

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日   至 平成19年3月31日)
至 平成10平37130日7	(会計方針の変更)	<u> </u>
	従来、利益計上した時	
	効預金については、預金	
	者からの払戻請求時に費	
	用として処理しておりま	
	したが、「租税特別措置	
	法上の準備金及び特別法	
	上の引当金又は準備金並	
	びに役員退職慰労引当金	
	等に関する監査上の取扱	
	い」(日本公認会計士協	
	会監査・保証実務委員会	
	報告第42号平成19年4月	
	13日)(以下、本報告)が	
	平成19年4月1日以後開	
	始する連結会計年度から	
	適用されることになった	
	ことに伴い、当中間連結	
	会計期間から本報告を適	
	用し、過去の払戻実績に	
	基づき必要と認められる	
	額を時効預金払戻損失引	
	当金として計上しており	
	ます。	
	これにより、従来の方	
	法に比べ、経常利益は7	
	百万円増加し、税金等調	
	整前中間純利益は664百	
	万円減少しております。	
 (10)外貨建資産・負債の換	(10) 外貨建資産・負債の換	   (10)外貨建資産・負債の換
(10) 外員建資座・負債の機     算基準	(10)介貝建資座・負債の機 算基準	(10)外員建資座・負債の機   算基準
, — ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	昇基準   外貨建資産・負債につ
外貨建資産・負債につ	同 左	外質建質座・気質については、連結決算日の為
いては、中間連結決算日の世帯による日本第		,
の為替相場による円換算		替相場による円換算額を
額を付しております。		付しております。
(11) リース取引の処理方法	(11)リース取引の処理方法	(11)リース取引の処理方法
当行及び国内連結子会	同 左	同 左
社のリース物件の所有権		
が借主に移転すると認め		
られるもの以外のファイ		
ナンス・リース取引につ		
いては、通常の賃貸借取		
引に準じた会計処理によ		
っております。		

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(12) 重要なヘッジ会計の方	(12) 重要なヘッジ会計の方	(12)重要なヘッジ会計の方
法	法	法
伝 (イ)金利リスク・ヘッジ	伝 (イ)金利リスク・ヘッジ	伝 (イ)金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負	同 左	同 左
債から生じる金利リス		
クに対するヘッジ会計		
の方法は、「銀行業に		
おける金融商品会計基		
準適用に関する会計上		
及び監査上の取扱い」		
(日本公認会計士協会		
業種別監査委員会報告		
第24号)に規定する繰		
延ヘッジによっており		
ます。ヘッジ有効性評		
価の方法については、		
相場変動を相殺するへ		
ッジについて、ヘッジ		
対象となる貸出金とへ		
ッジ手段である金利ス		
ワップ取引等を一定の		
残存期間毎にグルーピ		
ングのうえ特定し評価		
しております。		
(ロ)為替変動リスク・ヘ	(ロ)為替変動リスク・ヘ	(ロ)為替変動リスク・ヘ
ッジ	ッジ	ッジ
当行の外貨建金融資	同 左	同 左
産・負債から生じる為		
替変動リスクに対する		
ヘッジ会計の方法は、		
「銀行業における外貨		
建取引等の会計処理に		
関する会計上及び監査		
上の取扱い」(日本公		
認会計士協会業種別監		
查委員会報告第25号。		
以下「業種別監査委員		
会報告第25号」とい		
う。)に規定する繰延		
ヘッジによっておりま		
す。		
ヘッジ有効性評価の		
方法については、外貨		
建金銭債権債務等の為		
替変動リスクを減殺す		
る目的で行う為替スワ		
ップ取引等をヘッジ手		
段とし、ヘッジ対象で		
ある外貨建金銭債権債		
務等に見合うヘッジ手		
段の外貨ポジション相		
当額が存在することを		
確認することによりへ		
ッジの有効性を評価し		
ております。		

		小中間本件人引用曲	
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成18年4月1日   至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日   至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日   至 平成19年3月31日)
	(ハ)内部取引等	(ハ)内部取引等	(ハ)内部取引等
	デリバティブ取引の	同 左	同 左
	うち内部部門間の内部		
	取引については、ヘッ		
	ジ手段として指定して		
	いる為替スワップ取引		
	に対して、業種別監査		
	委員会報告第25号に基		
	づき、恣意性を排除し		
	厳格なヘッジ運営が可		
	能と認められる対外カ		
	バー取引の基準に準拠		
	した運営を行っている		
	ため、当該為替スワッ		
	プ取引から生じる収益		
	及び費用は消去せずに		
	損益認識又は繰延処理		
	を行っております。		
	なお、一部の資産・		
	負債については、金利		
	スワップの特例処理を		
	行っております。		
	連結子会社はうち1		
	社で一部の負債につい		
	て金利スワップの特例		
	処理を行っております		
	が、その他の連結子会		
	社はヘッジ会計を行っ		
	ておりません。		
	(13)消費税等の会計処理	   (13)消費税等の会計処理	   (13)消費税等の会計処理
	当行及び国内連結子会	同 左	同 左
	社の消費税及び地方消費		
	税の会計処理は、税抜方		
	式によっております。		
5 (中間)連結キャッ	中間連結キャッシュ・フ	同 左	連結キャッシュ・フロー
シュ・フロー計算書	ロー計算書における資金の		計算書における資金の範囲
における資金の範囲	範囲は、中間連結貸借対照		は、連結貸借対照表上の
1-4-1/ W 54 JE 1/ 46EE	表上の「現金預け金」のう		「現金預け金」のうち現金
	ち現金及び日本銀行への預		及び日本銀行への預け金で
	け金であります。		あります。

# <u>次へ</u>

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日   至 平成19年3月31日)
至 平成18年9月30日) (貸借対照表の純資産の部の表示に	土 平成19年9月30日)	
		(貸借対照表の純資産の部の表示に
関する会計基準)		関する会計基準)
「貸借対照表の純資産の部の表示		「貸借対照表の純資産の部の表示
に関する会計基準」(企業会計基準		に関する会計基準」(企業会計基準
第5号平成17年12月9日)及び「貸借		第5号平成17年12月9日)及び「貸
対照表の純資産の部の表示に関する		借対照表の純資産の部の表示に関す
会計基準等の適用指針」(企業会計		る会計基準等の適用指針」(企業会
基準適用指針第8号平成17年12月9		計基準適用指針第8号平成17年12月
日)を当中間連結会計期間から適用		9日)を当連結会計年度から適用し
しております。		ております。
当中間連結会計期間末における従		当連結会計年度末における従来の
来の「資本の部」に相当する金額は		「資本の部」に相当する金額は
270,057百万円であります。		290,184百万円であります。
		290,184日ガドでありまり。   なお、当連結会計年度における連
なお、当中間連結会計期間におけるより		
る中間連結貸借対照表の純資産の部		結貸借対照表の純資産の部について
については、中間連結財務諸表規則		は、連結財務諸表規則及び銀行法施
及び銀行法施行規則の改正に伴い、		行規則の改正に伴い、改正後の連結
改正後の中間連結財務諸表規則及び		財務諸表規則及び銀行法施行規則に
銀行法施行規則により作成しており		より作成しております。
ます。		
<del></del>	(金融商品に関する会計基準)	
	「金融商品に関する会計基準」	
	(企業会計基準第10号)及び「金融商	
	品会計に関する実務指針」(日本公	
	認会計士協会会計制度委員会報告第	
	14号)等における有価証券の範囲に	
	関する規定が一部改正され(平成19	
	年6月15日付及び同7月4日付)、	
	金融商品取引法の施行日以後に終了	
	する連結会計年度及び中間連結会計	
	期間から適用されることになったこ	
	とに伴い、当中間連結会計期間から	
	改正会計基準及び実務指針を適用しております。	
	ております。	
	(連結財務諸表における税効果会計	
	に関する実務指針)	
	企業集団内の会社に投資(子会社	
	株式等)を売却した場合の税効果会	
	計について、「連結財務諸表におけ	
	る税効果会計に関する実務指針」	
	(日本公認会計士協会会計制度委員	
	会報告第6号平成19年3月29日)の	
	第30-2項を当中間連結会計期間から	
	適用しております。	
	なお、これによる中間連結貸借対	
	照表等に与える影響は軽微でありま	
	ま。	
	7 0	

前	中間連結会計期間
(自	平成18年4月1日
至	平成18年9月30日)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(中間連結貸借対照表関係)

- (1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定 資産」又は「その他資産」に区分して表示しており ます。
- (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェ アは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
- (5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。 (中間連結損益計算書関係)

連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- (1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」として表示しております。
- (2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対 照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形 固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産 処分損益(△)」等として表示しております。

また、「動産不動産の取得による支出」は「有形 固定資産の取得による支出」等として、「動産不動 産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却に よる収入」等として表示しております。 (中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

- ※1 有価証券には、非連結子会社 の出資金323百万円を含んでお ります。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は20,030百万円、延滞債権額は167,091百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は322百万円でありま す。

> なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は90,568百万円でありま

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 278,013百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

- ※1 有価証券には、非連結子会社の出資金273百万円及び関連会社の株式288百万円を含んでおります。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は15,487百万円、延滞債権額は131,819百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は15百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3カ月以上遅 延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないもの であります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は71,961百万円でありま す。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 219,283百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

前連結会計年度末 (平成19年3月31日)

- ※1 有価証券には、非連結子会社 の出資金273百万円及び関連会 社の株式268百万円を含んでお ります。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は16,922百万円、延滞債権額は140,735百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相の事 間継続していることその他の取立て となり元本又は利息の取立て とながないものった 貸出金(貸倒償却を行ったかった 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。)のうち上 人税法施行令(昭和40年政の り7号)第96条第1項第3号のに 現第4号に規定する事由が生じ ている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は42百万円でありま す。

> なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないもの であります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は81,021百万円でありま

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 238,723百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

# 前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりきす。これにより受け入れた売ます。これにより受け入れた売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、72,190百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 96百万円 有価証券 408,106百万円 担保資産に対応する債務

預金 9,081百万円 債券貸借取引受入担保金

> 168,038百万円 2,600百万円

借用金 2,600百万円 その他負債 199百万円 なお、有価証券のうち97,309 百万円はコールマネーの担保に 供しておりますが、当中間連結 会計期間末現在における当該担 保資産に対応する債務はありま せん。

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金4百万円、有価証券148,861百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は4,952百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規ない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約に係ることを約するをあります。これらの契約に係る高度未実行残高は、1,460,418百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,448,168百万円であります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び

#### 当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりきす。これにより受け入れた高ます。これにより受け入れた。 手形及び買入外国為替は、売申という方法で自りというできる権利を有しておりますが、その額面金額は、62,499百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 56百万円 有価証券 278,223百万円 担保資産に対応する債務

預金 12,707百万円 債券貸借取引受入担保金

115,681百万円 借用金 6,875百万円 その他負債 60百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、現金預け金 2百万円、有価証券139,354百 万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は4,409百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係 るコミットメントライン契約 は、顧客からの融資実行の申し 出を受けた場合に、契約上規な ではた条件について違反がな金 ででの限度額まで資約を ります。これらの契約に係る配 資未実行残高は、1,572,068百 万円であります。このうち原契 約期間が1年以内のもの又は任 意の時期に無条件で取消可能な ものが1,557,386百万円であります。

> なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び

前連結会計年度末 (平成19年3月31日)

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れたのまず。これにより受け入れた売は、手形及び買入外国為替は、売出という方法で自りますが、その額面金額は、74,395百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 108百万円 有価証券 331,706百万円 担保資産に対応する債務

預金 11,539百万円 債券貸借取引受入担保金

185,367百万円

借用金 3,000百万円 その他負債 199百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、現金預け金 2百万円、有価証券128,117百 万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は4,683百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約に係る配資未実行残高は、1,536,782百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,526,730百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び

#### 前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に予 め定めている行内手続に基づき 顧客の業況等を把握し、必要に 応じて契約の見直し、与信保全 上の措置等を講じております。

※9 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、当行及び銀行 連結子会社の事業用土地の再評 価を行い、評価差額に伝る税金相 当額を「再評価に係る繰延税金 負債」として負債の部に計上 し、これを控除した金額を「土 地再評価差額金」として純資産 の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律 施行令(平成10年3月31日公 布政令第119号)第2条第1号 に定める近隣の地価公示法 (昭和44年公布法律第49号)及 び同条第4号に定める地価税 法(平成3年法律第69号)に基 づいて、時点修正等合理的な 調整を行って算出。

※10 有形固定資産の減価償却累計額73,902百万円

※11 有形固定資産の圧縮記帳額 8,728百万円 (当中間連結会計期間圧縮記 帳額 一百万円)

#### 当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に予 め定めている行内手続に基づき 顧客の業況等を把握し、必要に 応じて契約の見直し、与信保全 上の措置等を講じております。

※9 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、当行及び銀行 連結子会社の事業用土地の再評 価を行い、評価差額に何る税金相 当額を「再評価に係る繰延税金 負債」として負債の部に計上 し、これを控除した金額を「土 地再評価差額金」として純資産 の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律 施行令(平成10年3月31日公 布政令第119号)第2条第1号 に定める近隣の地価公示法 (昭和44年公布法律第49号)及 び同条第4号に定める地価税 法(平成3年法律第69号)に基 づいて、時点修正等合理的な 調整を行って算出。

※10 有形固定資産の減価償却累計額71,699百万円※11 有形固定資産の圧縮記帳額

8,504百万円 (当中間連結会計期間圧縮記 帳額 —百万円) 前連結会計年度末 (平成19年3月31日)

連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に予 め定めている行内手続に基づき 顧客の業況等を把握し、必要に 応じて契約の見直し、与信保全 上の措置等を講じております。

※9 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、当行及び銀行 連結子会社の事業用土地の再評 価を行い、評価差額に伝る税金相 当額を「再評価に係る繰延税金 負債」として負債の部に計上 し、これを控除した金額を「土 地再評価差額金」として純資産 の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律 施行令(平成10年3月31日公 布政令第119号)第2条第1号 に定める近隣の地価公示法 (昭和44年公布法律第49号)及 び同条第4号に定める地価税 法(平成3年法律第69号)に基 づいて、時点修正等合理的な 調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価 を行った事業用土地の当連結 会計年度末における時価の合 計額と当該事業用土地の再評 価後の帳簿価額の合計額との 差額 34,747百万円

※10 有形固定資産の減価償却累計額72,787百万円

※11 有形固定資産の圧縮記帳額 8,515百万円

> (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)

# 前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

- ※12 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金13,500百万円が含まれており ます。
- ※13 社債は、劣後特約付社債 57,000百万円、永久劣後特約付 社債15,000百万円であります。

#### 当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

- ※12 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金8,500百万円が含まれており ます。
- ※13 社債は、劣後特約付社債 82,000百万円、永久劣後特約付 社債15,000百万円であります。
- ※14 有価証券中の社債のうち、有 価証券の私募(金融商品取引法 第2条第3項)による社債に対 する保証債務の額は19,512百万 円であります。

なお、当該保証債務に係る支 払承諾及び支払承諾見返につい ては、「銀行法施行規則」(昭 和57年大蔵省令第10号)別紙様 式が「銀行法施行規則等の一部 を改正する内閣府令」(内閣府 令第38号平成19年4月17日)に より改正されたことに伴い、相 殺しております。

前中間連結会計期間において 上記相殺を行った場合は、前中 間連結会計期間末の支払承諾及 び支払承諾見返は、それぞれ 21,904百万円減少します。

#### 前連結会計年度末 (平成19年3月31日)

- ※12 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金13,500百万円が含まれており ます。
- ※13 社債は、劣後特約付社債 82,000万円、永久劣後特約付社 債15,000百万円であります。
- ※14 有価証券中の社債のうち、有 価証券の私募(証券取引法第2 条第3項)による社債に対する 保証債務の額は21,026百万円で あります。

なお、当該保証債務に係る支 払承諾及び支払承諾見返につい ては、「銀行法施行規則」(昭 和57年大蔵省令第10号)別紙様 式が「銀行法施行規則等の一部 を改正する内閣府令」(内閣府 令第38号平成19年4月17日)に より改正され、平成18年4月1 日以後開始する事業年度から相 別されることになったことに伴 い、当連結会計年度から相殺し ております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ21,026百万円減少しております。

## 前へ 次へ

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

- ※1 その他経常費用には、貸出金 償却5,064百万円、貸倒引当金 繰入額1,775百万円及び株式等 償却1,364百万円を含んでおり ます。
- ※2 特別利益には、償却債権取立 益3,692百万円を含んでおりま す。
- ※3 特別損失には、減損損失 3,369百万円を含んでおります。
- ※4 当中間連結会計期間において、当行及び銀行連結子会社は以下の資産について減損損失を 計上しております。
  - (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)
  - (イ)福岡県内
    - ①主な用途

遊休資産等 1ヵ所 廃止予定店舗 17ヵ所

②種類

土地建物

③減損損失額

遊休資産等 180百万円 (うち土地 170百万円) (うち建物 10百万円) 廃止予定店舗

1,558百万円 (うち土地 1,340百万円)

(うち建物 218百万円)

#### (口)福岡県外

①主な用途

遊休資産等 1ヵ所 廃止予定店舗 3ヵ所 営業用店舗 1ヵ所

②種類

土地建物

③減損損失額

遊休資産等 80百万円 (うち土地 67百万円) (うち建物 12百万円) 廃止予定店舗

1,545百万円

(うち土地 1,525百万円) (うち建物 20百万円) 営業用店舗 3百万円 (建物 3百万円) 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

- ※1 その他経常費用には、貸出金 償却4,381百万円、貸出債権等 を売却したことによる損失 3,082百万円、貸倒引当金繰入 額1,921百万円及び株式等償却 1,210百万円を含んでおりま す。
- ※2 特別利益には、償却債権取立 益1,385百万円を含んでおりま す。
- ※3 特別損失には、減損損失 2,874百万円及び時効預金払戻 損失引当金の計上に伴う過年度 負担額671百万円を含んでおり ます。
- ※4 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

#### (イ)福岡県外

①主な用途

遊休資産1ヵ所営業用店舗1ヵ所

②種類

土地建物

③減損損失額

遊休資産 7 百万円 (うち土地 4 百万円) (うち建物 2 百万円) 営業用店舗 170百万円 (土地 170百万円)

- (ロ) その他
- ①主な用途 のれん
- ②種類

連結子会社のれん

③減損損失額 2,697百万円 上記の資産のうち、有形固定 資産については、営業利益のの によるキャッシュ・フロ収が見 でよるより投資額の回収が見 がなくなったことに伴い、 価額を回収可能価額 も、当該減少て特別損失に 177 百万円)として特別損失に計上 して、連結子会社の自己株式収 に伴い発生した。のれん全額 に伴い考慮し、のれん全額で 損損失(2,697百万円)として特別損失に計上しております。 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- ※1 その他経常費用には、貸出金 償却14,104百万円及び株式等償 却1,592百万円を含んでおりま す。
- ※2 特別利益には、償却債権取立 益6,029百万円を含んでおりま す。
- ※ 3 特別損失には、減損損失 5,742百万円及び役員退職慰労 引当金の計上に伴う過年度負担 額803百万円を含んでおりま す。
- ※4 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

#### (イ) 福岡県内

① 主な用途

遊休資産等 2ヵ所 廃止予定店舗等 17ヵ所

② 種類

土地建物

③ 減損損失額

遊休資産等 184百万円 (うち土地 173百万円) (うち建物 10百万円) 廃止予定店舗等

1,558百万円

(うち土地 1,340百万円)

(うち建物 218百万円)

#### (口) 福岡県外

① 主な用途

遊休資産等 3ヵ所 廃止予定店舗等 4ヵ所 営業用店舗 1ヵ所

② 種類

土地建物

③ 減損損失額

遊休資産等 383百万円 (うち土地 365百万円) (うち建物 18百万円) 廃止予定店舗等

1,648百万円 (うち土地 1,610百万円) (うち建物 37百万円)

営業用店舗3百万円(建物3百万円)

#### 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(3,369百万円)として特別損失に計上しております。

- (資産グループの概要及びグルー ピングの方法) (資産グループの概要及びグルー ピングの方法)
- (イ)資産グループの概要
  - ①遊休資産等

店舗・社宅跡地等

- ②廃止予定店舗 廃止が機関決定された店舗
- ③営業用店舗 営業の用に供する資産
- (ロ)グルーピング方法
  - ①遊休資産等

各々が独立した資産として グルーピング

- ②廃止予定店舗 廃止後の用途に応じてグル ーピング
- ③営業用店舗

原則、営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)

(回収可能価額)

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、その算定は、主として「不動産鑑定評価基準(国土交通省)」に基づく評価額等より処分費用見込額を控除することにより行っております。

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

- (イ)資産グループの概要
  - ①遊休資産

店舗・社宅跡地等

- ②営業用店舗 営業の用に供する資産
- ③のれん

連結子会社のれん

- (ロ)グルーピング方法
- ①遊休資産等

各々が独立した資産として グルーピング

②営業用店舗

原則、営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)

③のれん

各々が独立した資産としてグルーピング

(回収可能価額)

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は主として正味売却価額であり、その算定は、「不動産鑑定評価基準(国土交通省)」に基づく評価額等より処分費用見込額を控除することにより行っております。

- 前連結会計年度
- (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
- (ハ) その他
  - 主な用途のれん
  - ② 種類

連結子会社のれん

③ 減損損失額 1,962百万円 上記の資産のうち、有形固定資 産については、継続的な地価の下 落等により投資額の回収が見込め なくなったことに伴い、帳簿価額 を回収可能価額まで減額し、当該 減少額を減損損失(3,779百万円) として特別損失に計上しておりま す。のれんについては、連結子会 社の自己株式取得に伴い発生した ものを、回収可能性を考慮し、の れん全額を減損損失(1,962百万円) として特別損失に計上してお ります。

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

- (イ) 資産のグループの概要
  - ① 遊休資産等 店舗・社宅跡地等
  - ② 廃止予定店舗等 廃止が機関決定された店 舗等
  - ③ 営業用店舗 営業の用に供する資産
  - ④ のれん

連結子会社のれん

- (ロ) グルーピング方法
- ① 遊休資産等

各々が独立した資産とし てグルーピング

- ② 廃止予定店舗等 廃止後の用途に応じてグ ルーピング
- ③ 営業用店舗

原則、営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)

④ のれん

各々が独立した資産としてグルーピング

(回収可能価額)

当連結会計年度の減損損失の 測定に使用した回収可能価額は 主として正味売却価額であり、 その算定は、「不動産鑑定評価 基準(国土交通省)」に基づく評 価額等より処分費用見込額を控 除することにより行っておりま

#### (中間連結株主資本等変動計算書関係)

- I 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)
  - 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	707, 498	89, 234	_	796, 732	(注) 1
第一回優先株式	70, 000	_	35, 000	35, 000	(注) 2
合計	777, 498	89, 234	35, 000	831, 732	
自己株式					
普通株式	873	109	9	973	(注)3、4
第一回優先株式	_	35, 000	35, 000	_	(注)3、4
合計	873	35, 109	35, 009	973	

- (注) 1 発行済株式総数の増加は、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による普通株式の増加89,234千株であります。
  - 2 発行済株式総数の減少は、会社法第178条に基づく取締役会決議による自己株式の消却による第一回優先株式の減少 35,000千株であります。
  - 3 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる普通株式の増加109千株及び平成18年6月29日定時株主総会決議に基づく取得による第一回優先株式の増加35,000千株であります。
  - 4 自己株式数の減少は、単元未満株式の買増し請求による普通株式の減少9千株及び会社法第178条に基づく取締役会決議による自己株式の消却による第一回優先株式の減少35,000千株であります。

#### 2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結	
			前連結会計	当中間連結会計期間		当中間連結	会計期間末 残高	摘要
		株式の種類	年度末	増加	減少	会計期間末	(百万円)	
当行	第2回無担保転換 社債型新株予約権 付社債	普通株式	90, 479, 523	_	90, 479, 523	_	_	
合計		90, 479, 523	_	90, 479, 523	_	_		

- (注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。
  - 2 目的となる株式の数の変動事由の概要 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、権利行使及び償還によるものであります。

#### 3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日	普通株式	2, 826	4. 00	平成18年3月31日	平成18年6月30日
定時株主総会	第一回優先株式	840	12.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日

## Ⅱ 当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

## 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	796, 732	_	_	796, 732	
第一回優先株式	35, 000	_	_	35, 000	
合計	831, 732	_	_	831, 732	
自己株式					
普通株式	1, 085	124	15	1, 194	(注)
合計	1, 085	124	15	1, 194	

<sup>(</sup>注) 自己株式の普通株式の増加124千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少15千株は、単元未満株式の買増し請求 によるものであります。

## 2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日	普通株式	3, 182	4. 00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
定時株主総会	第一回優先株式	420	12.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

## Ⅲ 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

					( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	707, 498	89, 234	_	796, 732	(注) 1
第一回優先株式	70,000	_	35, 000	35, 000	(注) 2
合計	777, 498	89, 234	35, 000	831, 732	
自己株式					
普通株式	873	227	15	1, 085	(注)3,4
第一回優先株式	_	35, 000	35, 000	_	(注)3,4
合計	873	35, 227	35, 015	1, 085	

- (注) 1 発行済株式総数の増加は、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による普通株式の増加89,234千 株であります。
  - 2 発行済株式総数の減少は、会社法第178条に基づく取締役会決議による自己株式の消却による第一回優先株式の減少 35,000千株であります。
  - 3 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる普通株式の増加227千株及び平成18年6月29日定時株主総会決議に基づく取得による第一回優先株式の増加35,000千株であります。
  - 4 自己株式数の減少は、単元未満株式の買増し請求による普通株式の減少15千株及び会社法第178条に基づく取締役会決議による自己株式の消却による第一回優先株式の減少35,000千株であります。

#### 2 新株予約権に関する事項

Ī		×	新株予約権の	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計	
	区分	新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	前連結会計	当連結会計年度			年度末残高	摘要
			体式の種類	年度末	増加	減少	年度末	(百万円)	
	当行	第2回無担保転換 社債型新株予約権 付社債	普通株式	90, 479, 523	_	90, 479, 523	_		
Ī	合計		90, 479, 523	_	90, 479, 523	_	_		

- (注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。
  - 2 目的となる株式の数の変動事由の概要 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、権利行使及び償還によるものであります。

## 3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	2, 826	4. 00	平成18年3月31日	平成18年6月30日
	第一回優先株式	840	12.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日

## 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	3, 182	利益剰余金	4. 00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第一回優先株式	420	利益剰余金	12. 00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日	
至 平成18年9月	30日)	至 平成19年9月	30日)	至 平成19年3月31日)	
現金及び現金同等物の中間期末残		現金及び現金同等物の	)中間期末残	現金及び現金同等物の期末残高と	
高と中間連結貸借対照表に掲記され		高と中間連結貸借対照表に掲記され		連結貸借対照表に掲記されている科	
ている科目の金額との関係		ている科目の金額との関係		目の金額との関係	
(単位:百万円)		(単位:百万円)		(単位:百万円)	
平成18年9月30日現在		平成19年9月30日現在		平成19年3月31日現在	
現金預け金勘定	318, 409	現金預け金勘定	304, 415	現金預け金勘定	288, 195
普通預け金	$\triangle$ 12, 869	普通預け金	$\triangle 2,234$	普通預け金	$\triangle 1,291$
定期預け金	△48 <b>,</b> 100	定期預け金	$\triangle 44,058$	通知預け金	$\triangle 1,500$
郵便貯金	$\triangle 1, 174$	郵便貯金	$\triangle 3,581$	定期預け金	△48, 110
その他の預け金	$\triangle 147$	その他の預け金	△330	郵便貯金	△1, 202
現金及び現金同等物	256, 116	現金及び現金同等物	254, 209	その他の預け金	△1, 460
-		-		現金及び現金同等物	234, 630

# 

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 平成18年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額

動産

8,032百万円

その他

26百万円

合計 8,059百万円 減価償却累計額相当額

動産

5,710百万円

その他 合計

24百万円

中間連結会計期間末残高相当額 動産

ります。

5,735百万円 2,321百万円

その他 合計

2百万円 2,324百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過 リース料中間連結会計期間 末残高が有形固定資産等の 中間連結会計期間末残高等 に占める割合が低いため、 支払利子込み法によってお

・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額

1年内

1,012百万円

1年超 合計

1,311百万円 2,324百万円

- (注) 未経過リース料中間連結会 計期間末残高相当額は、未 経過リース料中間連結会計 期間末残高が有形固定資産 等の中間連結会計期間末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法によっ ております。
- ・支払リース料 709百万円
- 減価償却費相当額 709百万円
- 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失 はありませんので、項目等の記載は 省略しております。

当中間連結会計期間 平成19年4月1日 平成19年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額

動産

1,894百万円

その他

一百万円

合計 1,894百万円 減価償却累計額相当額

動産

1,244百万円

その他 合計

一百万円 1,244百万円

中間連結会計期間末残高相当額 動産 649百万円

その他 合計

一百万円 649百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料中間連結会計期間 末残高が有形固定資産の中 間連結会計期間末残高等に 占める割合が低いため、支 払利子込み法によっており ます。
- ・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額

1年内 1年超 251百万円 397百万円

合計

649百万円

- 未経過リース料中間連結会 (注) 計期間末残高相当額は、未 経過リース料中間連結会計 期間末残高が有形固定資産 の中間連結会計期間末残高 等に占める割合が低いた め、支払利子込み法によっ ております。
- ・支払リース料
- 191百万円
- 減価償却費相当額 191百万円
- 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。

(減損損失について)

司 左

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 平成19年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び年度 末残高相当額 取得価額相当額

動産

2,090百万円

その他

一百万円

合計

2,090百万円

減価償却累計額相当額

動産

1,276百万円

その他

一百万円

合計

1,276百万円

年度末残高相当額

動産

814百万円

その他

一百万円 814百万円

- 合計 (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料年度末残高が有形 固定資産の年度末残高等に 占める割合が低いため、支 払利子込み法によっており ます。
- ・未経過リース料年度末残高相当 額

1年内 1年超

369百万円 444百万円

合計

814百万円

- (注) 未経過リース料年度末残高 相当額は、未経過リース料 年度末残高が有形固定資産 の年度末残高等に占める割 合が低いため、支払利子込 み法によっております。
- ・支払リース料 1,005百万円
- ・減価償却費相当額 1,005百万円
- 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。

(減損損失について)

同 左

前へ 次へ

### (有価証券関係)

- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。なお、前連結会計年度末については連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券を含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。
- I 前中間連結会計期間末
  - 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	10,000	9, 915	△85
地方債	_	_	_
短期社債	_	_	_
社債	_	_	_
その他	31,000	30, 595	△404
外国債券	31,000	30, 595	△404
その他	_	_	_
合計	41,000	40, 510	△489

<sup>(</sup>注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

### 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	98, 825	138, 171	39, 345
債券	980, 576	965, 988	△14, 588
国債	612, 701	602, 208	△10, 493
地方債	48, 370	47, 344	△1, 025
短期社債	_	_	_
社債	319, 504	316, 435	△3, 069
その他	280, 457	281, 971	1, 517
外国債券	214, 216	212, 371	△1,841
その他	66, 240	69, 600	3, 359
合計	1, 359, 859	1, 386, 131	26, 275

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
  - 2 上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額(損)3百万円は含まれておりません。
  - 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	17, 670
非公募事業債	28, 328
その他	3, 755

### Ⅱ 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	
国債	10,000	10, 011	10	
地方債	3,090	3, 111	21	
短期社債	_	_	_	
社債	_	_	_	
その他	28,000	27, 961	△38	
外国債券	28,000	27, 961	△38	
その他	_	_	_	
合計	41,090	41, 084	△6	

<sup>(</sup>注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	97, 771	132, 788	35, 016
債券	1, 037, 185	1, 024, 411	△12, 773
国債	553, 428	543, 421	△10, 007
地方債	70, 070	69, 761	△309
短期社債	_	_	_
社債	413, 685	411, 228	△2, 456
その他	277, 652	280, 390	2, 741
外国債券	209, 615	207, 758	△1,853
その他	68, 036	72, 631	4, 594
合計	1, 412, 609	1, 437, 590	24, 984

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります
  - 2 上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額(損)3百万円は含まれておりません。
  - 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	17, 467
非公募事業債	24, 795
その他	1,674

前へ 次へ

### Ⅲ 前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	
売買目的有価証券	1, 252	$\triangle 0$	

### 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	10,000	9, 954	△46	_	46
地方債	3, 091	3, 113	21	21	_
短期社債	_	_	_	_	_
社債	_	_	_	_	_
その他	28, 000	27, 648	△351	3	354
外国債券	28, 000	27, 648	△351	3	354
その他	_	_	_	_	_
合計	41, 092	40, 716	△375	25	401

- (注) 1 時価は当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
  - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
  - 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	98, 983	147, 113	48, 130	49, 414	1, 283
債券	1, 020, 495	1, 006, 661	△13,834	656	14, 490
国債	572, 300	561, 350	△10, 950	52	11,002
地方債	62, 067	61, 627	△439	75	515
短期社債				_	
社債	386, 127	383, 683	△2, 443	528	2, 972
その他	264, 979	272, 025	7, 049	9, 704	2, 654
外国債券	196, 385	195, 266	△1,115	695	1,810
その他	68, 594	76, 758	8, 164	9,008	843
合計	1, 384, 458	1, 425, 800	41, 345	59, 774	18, 428

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
  - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
  - 3 上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額(損)3百万円は含まれておりません。
  - 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	163, 316	4, 705	1, 979

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)	
その他有価証券		
非上場株式	17, 096	
非公募事業債	26, 555	
その他	3, 266	

7 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	159, 911	488, 790	269, 659	126, 466
国債	54, 353	290, 361	107, 363	119, 271
地方債	17, 116	28, 434	19, 168	_
短期社債	_	_	_	_
社債	88, 441	169, 994	143, 127	7, 194
その他	10, 005	96, 372	101, 844	54, 602
外国債券	8, 445	82, 651	86, 308	36, 805
その他	1, 560	13, 721	15, 535	17, 796
合計	169, 917	585, 163	371, 503	181, 069

## <u>前へ</u> <u> 次へ</u>

### (金銭の信託関係)

- I 前中間連結会計期間末
  - 1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在) 該当ありません。
  - 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在) 該当ありません。
- Ⅱ 当中間連結会計期間末
  - 1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在) 該当ありません。
  - 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	1,001	1,001	_

## Ⅲ 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	19, 725	9

- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在) 該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(平成19年3月31日現在) 該当ありません。

## (その他有価証券評価差額金)

## I 前中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在) 中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	26, 275
その他有価証券	26, 275
その他の金銭の信託	-
(△)繰延税金負債	10, 038
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	16, 237
(△)少数株主持分相当額	31
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	16, 206

### Ⅱ 当中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在) 中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	24, 984
その他有価証券	24, 984
その他の金銭の信託	-
(△)繰延税金負債	8, 637
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	16, 346
(△)少数株主持分相当額	△160
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	1
その他有価証券評価差額金	16, 508

## Ⅲ 前連結会計年度末

○ その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在) 連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	41, 345
その他有価証券	41, 345
その他の金銭の信託	-
(△)繰延税金負債	15, 419
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	25, 926
(△)少数株主持分相当額	2
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	2
その他有価証券評価差額金	25, 926

## 

### (デリバティブ取引関係)

- I 前中間連結会計期間末
  - (1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在) 該当ありません。
  - (2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	_	_	_
以りかり	通貨オプション	_	_	-
	通貨スワップ	129, 455	206	206
古語	為替予約	2, 733	5	5
店頭	通貨オプション	3, 208	_	19
	その他	_	_	- [
	合計	_	211	230

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在) 該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在) 該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在) 該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在) 該当ありません。

- Ⅱ 当中間連結会計期間末
  - (1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在) 該当ありません。
  - (2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)	
取引所	通貨先物	_	_	_	
以りかり	通貨オプション	_	_	-	
	通貨スワップ	176, 147	312	312	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	為替予約	3, 968	13	13	
店頭	通貨オプション	50, 329	_	266	
	その他	_	_	- [	
	合計	<del>-</del>	326	593	

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在) 該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在) 該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在) 該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在) 該当ありません。

#### Ⅲ 前連結会計年度末

### 1 取引の状況に関する事項

#### (1) 取引の内容

当行が取扱っている期中取引実績または残高のあるデリバティブ取引は以下のとおりであります。

金利関連:金利スワップ取引

通貨関連: 先物為替取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引

債券関連:債券先物取引、債券オプション取引

株式関連:株価指数先物取引、株価指数先物オプション取引

なお、デリバティブ取引は当行以外では連結子会社のうち1社で一部の負債について金利スワップ取引を行っております。

#### (2) 取組方針

当行では、デリバティブ取引を主として保有資産・負債に係るリスクマネジメント手段として活用するとともに、一方では、トレーディング業務での収益獲得のために活用することとしております。

#### (3) 利用目的

利用目的としては、オン・バランス資産・負債の市場リスクの管理・軽減を目的としたヘッジ取引、及びトレーディング業務における相場等の短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とした取引であります。

又、当行はデリバティブ取引にヘッジ会計を適用しておりますが、その内容としましては以下のとおりであります。

① ヘッジ手段とヘッジ対象

主として、金利スワップによる固定金利貸出、社債や満期繰上特約付定期預金(コーラブル預金)等の金利変動リスクに対するヘッジ及び先物為替・通貨オプション取引等による外貨建金融資産・負債の為替変動リスクに対するヘッジであります。

② ヘッジ方針

ヘッジ会計の適用にあたっては、「ヘッジ会計に関する運営ルール」に基づき、繰延ヘッジを採用し、主 に金利変動リスク、為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

③ ヘッジ有効性の評価方法

原則として、ヘッジ対象の時価変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュフロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にヘッジ有効性を評価しております。又、包括ヘッジについては、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、取組時点でヘッジが有効であることを確認することにより、有効性の評価を省略しております。

#### (4) 取引に係る各種リスクの内容

① 市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株価等の変動により保有ポジションの価値が減少するリスクであります。

② 信用リスク

信用リスクとは、取引の相手方が契約不履行となった時点において損失を被るリスクであります。

③ 特殊な取引のリスク

当行は、特殊な取引のリスクを有するデリバティブ取引はありません。

### (5) 取引に係るリスク管理体制

当行でのデリバティブ取引は、社内規定に則って作成された運営ルールにより執行されております。 当該ルールではデリバティブ取引の利用範囲、権限、責任、手続、限度枠、ロスカットルール及び報告体制 に関するルールが明記されており、各種リスク状況は所管部で管理し、毎月、ALM委員会等経営陣に報告してお ります。

### (6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項に記載しております「契約額等」は、デリバティブ取引における名目的な契約額 又は計算上の想定元本であり、当該金額自体はそのままデリバティブ取引に係る市場リスク又は信用リスクを 表すものではありません。

- 2 取引の時価等に関する事項
  - (1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在) 該当ありません。
  - (2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨先物				
	売建	_	_	_	
取引所	買建	_	_	_	
以りかり	通貨オプション				
	売建	_	_	_	
	買建	_	_	_	_
	通貨スワップ	137, 553	131, 252	233	233
	為替予約				
	売建	1, 202	354	△38	△38
	買建	1, 283	354	45	45
店頭	通貨オプション				
卢與	売建	8, 432	6, 845	$\triangle 223$	477
	買建	8, 432	6, 845	223	△396
	その他				
	売建		_		
	買建	_	_	_	_
	合計	_	_	240	320

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

- 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
- (3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在) 該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在) 該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在) 該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在) 該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 該当ありません。
- Ⅲ 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 該当ありません。
- Ⅲ 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 該当ありません。

<u>前へ</u>

#### 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	相殺消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	86, 150	4, 496	90, 646	_	90, 646
(2) セグメント間の 内部経常収益	330	5, 682	6, 012	( 6, 012)	_
計	86, 481	10, 178	96, 659	( 6,012)	90, 646
経常費用	62, 709	8, 663	71, 372	( 5, 937)	65, 434
経常利益	23, 772	1, 515	25, 287	( 75)	25, 212

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
  - 2 各事業区分の主な事業内容
    - (1) 銀行業務……銀行業
    - (2) その他の業務…債権管理・再生支援業務、事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、信用保証、クレジットカード、情報システムサービス等
  - 3 事業区分の変更

従来、区分表示しておりました「債権管理・再生支援業務」の事業区分につきましては、当中間連結会計期間より「債権管理・再生支援業務」はいずれの項目もセグメントの10%未満となったため、当中間連結会計期間より「その他の業務」に含めて計上しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当中間連結会計期間の「その他の業務」の経常収益は1億91百万円及び経常費用は6億35百万円それぞれ増加し、経常利益は4億44百万円減少しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	88, 355	4, 157	92, 513	_	92, 513
(2) セグメント間の 内部経常収益	330	4, 849	5, 180	( 5, 180)	_
計	88, 686	9,007	97, 694	( 5, 180)	92, 513
経常費用	73, 344	7, 533	80, 878	( 7, 495)	73, 382
経常利益	15, 342	1, 473	16, 815	2, 315	19, 131

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
  - 2 各事業区分の主な事業内容
    - (1) 銀行業務……銀行業
    - (2) その他の業務…債権管理・再生支援業務、事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、信用保証、クレジットカード 笠

### 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	169, 006	10, 784	179, 790	_	179, 790
(2) セグメント間の 内部経常収益	2, 331	9, 000	11, 331	(11, 331)	_
計	171, 337	19, 784	191, 122	(11, 331)	179, 790
経常費用	128, 165	17, 077	145, 243	(12, 273)	132, 969
経常利益	43, 171	2, 707	45, 879	941	46, 820

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
  - 2 各事業区分の主な事業内容
    - (1) 銀行業務……銀行業
    - (2) その他の業務…債権管理・再生支援業務、事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、信用保証、クレジットカード、情報システムサービス等
  - 3 事業区分の変更

従来、区分表示しておりました「債権管理・再生支援業務」の事業区分につきましては、当連結会計年度より「債権管理・再生支援業務」はいずれの項目もセグメントの10%未満となったため、当連結会計年度より「その他の業務」に含め記載しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度の「その他の業務」の経常収益は3億65百万円及び経常費用は8億9百万円それぞれ増加し、経常利益は4億44百万円減少しております。また、資産は398億20百万円増加しております。

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	295. 26	312. 91	320. 14
1株当たり中間(当期) 純利益	円	18. 99	8. 58	31.81
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	16. 53	7. 91	29. 30

## (注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額 (百万円)	309, 760	309, 704	320, 738
純資産の部の合計額から控除 する金額(百万円)	74, 797	60, 766	66, 017
うち少数株主持分	39, 797	25, 766	30, 597
うち第一回優先株式の発行価額	35, 000	35, 000	35, 000
うち第一回優先株式の優先配当額	_	_	420
普通株式に係る中間期末(期末)の純 資産額(百万円)	234, 963	248, 937	254, 721
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末)の 普通株式の株(千株)	795, 759	795, 538	795, 646

## 2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日
		至 平成18年9月30日)	至 平成19年9月30日)	至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益				
中間(当期)純利益	百万円	14, 632	6, 831	25, 330
普通株主に帰属しない金額	百万円	_	_	420
うち定時株主総会決議に よる優先配当額	百万円		_	420
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	14, 632	6, 831	24, 910
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	770, 344	795, 591	782, 987
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円		_	420
うち優先配当額	百万円		_	420
普通株式増加数	千株	114, 549	67, 829	81, 311
うち第一回優先株式	千株	88, 889	67, 829	68, 353
うち第2回無担保転換 社債型新株予約権付社債	千株	25, 659	_	12, 958

# (重要な後発事象)

該当ありません。

# (2) 【その他】

該当事項なし。

# 2 【中間財務諸表等】

# (1) 【中間財務諸表】

# ① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	<b>※</b> 7	290, 166	4. 42	270, 701	4. 08	266, 962	4. 04
コールローン		5, 111	0.08	6, 078	0.09	4, 250	0.06
買入金銭債権		18, 466	0. 28	16, 724	0. 25	20, 050	0.30
特定取引資産		1, 198	0.02	1, 129	0.02	1, 252	0.02
金銭の信託		15, 624	0.24	17, 070	0.26	19, 725	0.30
有価証券	<b>※</b> 1, 7 , 14	1, 478, 988	22. 55	1, 527, 841	23.06	1, 517, 802	22. 95
貸出金	<b>※</b> 2, 3, 4, 5, 6, 8, 15	4, 480, 743	68. 31	4, 556, 969	68. 76	4, 551, 029	68. 81
外国為替	<b>※</b> 6	1, 566	0.03	1, 521	0.02	1, 292	0.02
その他資産	<b>※</b> 7	32, 226	0.49	37, 567	0. 57	34, 275	0. 52
有形固定資産	<b>※</b> 9, 10 , 13	118, 286	1.80	118, 038	1. 78	117, 106	1. 77
無形固定資産		3, 303	0.05	3, 062	0.05	3, 325	0.05
繰延税金資産		75, 969	1. 16	59, 112	0.89	60, 552	0. 91
支払承諾見返	<b>※</b> 14	111, 095	1. 69	77, 727	1. 17	81, 494	1. 23
貸倒引当金		△60, 164	△0.92	△51, 362	△0.77	△51, 889	△0.78
投資損失引当金		△13, 058	△0. 20	△15, 256	△0. 23	△12, 915	△0. 20
資産の部合計		6, 559, 522	100.00	6, 626, 925	100.00	6, 614, 316	100.00

		前中間会計期	間末	当中間会計期	間末	前事業年度要約貸借対照	
	).}->¬	(平成18年9月		(平成19年9月		(平成19年3月	31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	<b>※</b> 7	5, 628, 216	85. 80	5, 770, 299	87. 07	5, 699, 101	86. 16
譲渡性預金		105, 240	1.61	161, 975	2. 44	106, 873	1.62
コールマネー		59, 191	0.90	28, 111	0.42	34, 391	0.52
債券貸借取引受入担保金	<b>※</b> 7	168, 038	2. 56	115, 681	1. 75	185, 367	2.80
借用金	<b>※</b> 7, 11	101, 844	1.55	46, 040	0.70	80, 292	1. 22
外国為替		86	0.00	172	0.00	87	0.00
社債	<b>※</b> 12	57, 000	0.87	82, 000	1. 24	82, 000	1. 24
信託勘定借		6	0.00	4	0.00	5	0.00
その他負債		25, 783	0.40	24, 420	0. 37	21, 364	0.32
退職給付引当金		13, 199	0.20	11, 733	0. 18	12, 329	0. 19
役員退職慰労引当金		_	_	655	0.01	811	0.01
時効預金払戻損失引当金		_	_	635	0.01	_	_
再評価に係る繰延税金負債	<b>※</b> 13	23, 306	0.36	22, 528	0.34	22, 679	0.34
支払承諾	<b>※</b> 14	111, 095	1. 69	77, 727	1. 17	81, 494	1. 23
負債の部合計		6, 293, 008	95. 94	6, 341, 988	95. 70	6, 326, 796	95. 65
(純資産の部)							
資本金		85, 745	1. 31	85, 745	1. 30	85, 745	1.30
資本剰余金		85, 684	1. 30	85, 684	1. 29	85, 684	1. 29
資本準備金		85, 684		85, 684		85, 684	
利益剰余金		51, 036	0.78	70, 272	1.06	63, 362	0.96
利益準備金		6		61		6	
その他利益剰余金		51, 030		70, 210		63, 356	
圧縮積立金		4		4		4	
別途積立金		43, 255		59, 693		43, 255	
繰越利益剰余金		7,770		10, 513		20, 096	
自己株式		△479	△0.01	△587	△0.01	△540	△0.01
株主資本合計		221, 985	3. 38	241, 114	3. 64	234, 250	3. 54
その他有価証券評価差額金		14, 678	0. 22	15, 034	0. 23	24, 293	0.37
繰延ヘッジ損益		△94	△0.00	△8	△0.00	$\triangle 43$	△0.00
土地再評価差額金	<b>※</b> 13	29, 944	0.46	28, 796	0. 43	29, 018	0.44
評価・換算差額等合計		44, 527	0.68	43, 822	0. 66	53, 268	0.81
純資産の部合計		266, 513	4. 06	284, 937	4. 30	287, 519	4. 35
負債及び純資産の部合計		6, 559, 522	100.00	6, 626, 925	100.00	6, 614, 316	100.00

# ② 【中間損益計算書】

		前中間会計期	 期間	当中間会計類	 期間	前事業年度 要約損益計算	
		(自 平成18年4 至 平成18年9		(自 平成19年4 至 平成19年9		(自 平成18年4 至 平成19年3	月1日
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		82, 821	100.00	84, 888	100.00	163, 728	100.00
資金運用収益		64, 449		66, 463		129, 092	
(うち貸出金利息)		(52, 497)		(54, 458)		(105, 707)	
(うち有価証券利息配当金)		(11, 519)		(11, 471)		(22,477)	
信託報酬		5		5		10	
役務取引等収益		13, 759		13, 400		27, 742	
特定取引収益		115		91		214	
その他業務収益		556		1, 784		1, 496	
その他経常収益		3, 934	J	3, 143		5, 171	
経常費用		59, 411	71. 73	66, 401	78. 22	120, 593	73. 65
資金調達費用		7, 061		12, 971		17, 033	
(うち預金利息)		(1,994)		(7,600)		( 6, 584)	
役務取引等費用		6, 120		5, 791		11, 907	
その他業務費用		100		1, 232		2, 017	
営業経費	<b>※</b> 1	38, 560		37, 145		75, 829	
その他経常費用	<b>※</b> 2	7, 567	l	9, 261		13, 805	
経常利益		23, 409	28. 27	18, 486	21. 78	43, 134	26. 35
特別利益	<b>※</b> 3	788	0. 95	1,022	1. 20	4, 158	2. 54
特別損失	<b>※</b> 4, 5	3, 796	4. 59	1, 271	1.50	6, 113	3. 74
税引前中間(当期)純利益		20, 401	24. 63	18, 237	21. 48	41, 179	25. 15
法人税、住民税及び事業税		50	0.06	49	0.06	83	0.05
法人税等調整額		8, 873	10.71	7, 895	9. 30	18, 218	11. 13
中間(当期)純利益		11, 477	13.86	10, 292	12. 12	22, 877	13. 97

## ③ 【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

						株主資ス	*				
			資本剰余金	È			利益剰余				
	資本金	資本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	モギ 圧縮 積立金	か他利益剰 別途 積立金	余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計	自己株式	株主資本 合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	63, 517	63, 511	35, 605	99, 116	_	3	18, 338	28, 590	46, 932	△425	209, 142
中間会計期間中の変動額											
新株予約権付社債の 転換	22, 227	22, 172		22, 172							44, 400
剰余金の配当金(注)								△3, 666	△3, 666		△3, 666
利益準備金積立(注)					6			△6	_		_
圧縮積立金積立(注)						1		Δ1	_		_
利益処分による圧縮 積立金取崩(注)						△0		0	_		_
圧縮積立金取崩						$\triangle 0$		0	_		_
別途積立金積立(注)							24, 917	△24, 917	_		_
中間純利益								11, 477	11, 477		11, 477
自己株式の取得										△41, 222	△41, 222
自己株式の処分			0	0						4	4
自己株式の消却			△35, 605	△35, 605				△5, 557	△5, 557	41, 162	_
土地再評価差額金の 取崩								1,850	1,850		1,850
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)											
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	22, 227	22, 172	△35, 605	△13, 432	6	0	24, 917	△20, 820	4, 103	△54	12, 843
平成18年9月30日残高 (百万円)	85, 745	85, 684	_	85, 684	6	4	43, 255	7,770	51,036	△479	221, 985

		評価・換	算差額等		
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	20, 892	_	31, 794	52, 687	261, 829
中間会計期間中の変動額					
新株予約権付社債の 転換					44, 400
剰余金の配当金(注)					△3, 666
利益準備金積立(注)					_
圧縮積立金積立(注)					_
利益処分による圧縮 積立金取崩(注)					_
圧縮積立金取崩					_
別途積立金積立(注)					_
中間純利益					11, 477
自己株式の取得					△41, 222
自己株式の処分					4
自己株式の消却					_
土地再評価差額金の 取崩					1,850
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)	△6, 214	△94	△1,850	△8, 159	△8, 159
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	△6, 214	△94	△1,850	△8, 159	4, 684
平成18年9月30日残高(百万円)	14, 678	△94	29, 944	44, 527	266, 513

<sup>(</sup>注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

# Ⅱ 当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

					株主	資本				
		資本類	利余金			利益剰余金				
	資本金	資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	- その 圧縮 積立金	の他利益剰系 別途 積立金	<a>◆金</a> <a>繰越利益</a> <a>剰余金</a>	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
平成19年3月31日残高 (百万円)	85, 745	85, 684	85, 684	6	4	43, 255	20, 096	63, 362	△540	234, 250
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当金(注)							△3,602	△3,602		△3, 602
利益準備金積立				55			△55	_		_
圧縮積立金取崩					△0		0	_		_
別途積立金積立(注)						16, 438	△16, 438	_		_
中間純利益							10, 292	10, 292		10, 292
自己株式の取得									△54	△54
自己株式の処分							Δ1	Δ1	7	6
土地再評価差額金の 取崩							221	221		221
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)										
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)		_	_	55	△0	16, 438	△9, 582	6, 910	△46	6, 864
平成19年9月30日残高 (百万円)	85, 745	85, 684	85, 684	61	4	59, 693	10, 513	70, 272	△587	241, 114

		評価・換	算差額等		
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成19年3月31日残高 (百万円)	24, 293	△43	29, 018	53, 268	287, 519
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当金(注)					△3, 602
利益準備金積立					_
圧縮積立金取崩					_
別途積立金積立(注)					_
中間純利益					10, 292
自己株式の取得					△54
自己株式の処分					6
土地再評価差額金の 取崩					221
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)	△9, 258	34	△221	△9, 446	△9, 446
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	△9, 258	34	△221	△9, 446	△2, 581
平成19年9月30日残高 (百万円)	15, 034	△8	28, 796	43, 822	284, 937

<sup>(</sup>注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

# Ⅲ 前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

						株主資本					
			資本剰余金	È			利益剰余				
	資本金	資本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	を 圧縮 積立金	か他利益剰 別途 積立金	余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計	自己株式	株主資本 合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	63, 517	63, 511	35, 605	99, 116		3	18, 338	28, 590	46, 932	△425	209, 142
事業年度中の変動額											
新株予約権付社債の 転換	22, 227	22, 172		22, 172							44, 400
剰余金の配当(注)								△3, 666	△3, 666		△3, 666
利益準備金積立(注)					6			△6	l		_
圧縮積立金積立(注)						1		△1			_
利益処分による圧縮 積立金取崩(注)						△0		0			_
圧縮積立金取崩						$\triangle 0$		0	_		_
別途積立金積立(注)							24, 917	△24, 917	l		_
当期純利益								22, 877	22, 877		22, 877
自己株式の取得										△41, 285	△41, 285
自己株式の処分			0	0						7	7
自己株式の消却			△35, 605	△35, 605				△5, 557	△5, 557	41, 162	_
土地再評価差額金の 取崩								2, 775	2, 775		2, 775
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)											
事業年度中の変動額 合計(百万円)	22, 227	22, 172	△35, 605	△13, 432	6	0	24, 917	△8, 494	16, 429	△115	25, 108
平成19年3月31日残高 (百万円)	85, 745	85, 684	_	85, 684	6	4	43, 255	20, 096	63, 362	△540	234, 250

		評価・換	算差額等		
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	20, 892		31, 794	52, 687	261, 829
事業年度中の変動額					
新株予約権付社債の 転換					44, 400
剰余金の配当(注)					△3, 666
利益準備金積立(注)					_
圧縮積立金積立(注)					_
利益処分による圧縮 積立金取崩(注)					_
圧縮積立金取崩					_
別途積立金積立(注)					_
当期純利益					22, 877
自己株式の取得					△41, 285
自己株式の処分					7
自己株式の消却					_
土地再評価差額金の 取崩					2, 775
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	3, 400	△43	△2, 775	580	580
事業年度中の変動額 合計(百万円)	3, 400	△43	△2, 775	580	25, 689
平成19年3月31日残高 (百万円)	24, 293	△43	29, 018	53, 268	287, 519

<sup>(</sup>注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 特定取引資産・負	金利、通貨の価格、有価	同 左	金利、通貨の価格、有価
債の評価基準及び収 益・費用の計上基準	証券市場における相場その		証券市場における相場その   他の指標に係る短期的な変
金・貧用の訂上基準	他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用		他の指標に係る短期的な変     動、市場間の格差等を利用
	助、川場間の格定等を利用   して利益を得る等の目的		動、印場間の格定等を利用     して利益を得る等の目的
	(以下「特定取引目的」)の		(以下「特定取引目的」)の
	取引については、取引の約		取引については、取引の約
	定時点を基準とし、中間貸		定時点を基準とし、貸借対
	借対照表上「特定取引資		照表上「特定取引資産」及
	産」及び「特定取引負債」		び「特定取引負債」に計上
	に計上するとともに、当該		するとともに、当該取引か
	取引からの損益を中間損益		らの損益を損益計算書上
	計算書上「特定取引収益」		「特定取引収益」及び「特
	及び「特定取引費用」に計		定取引費用」に計上してお
	上しております。		ります。
	特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券		特定取引資産及び特定取 引負債の評価は、有価証券
	及び金銭債権等については		及び金銭債権等については
	中間決算日の時価により、		決算日の時価により、先
	先物・オプション取引等の		物・オプション取引等の派
	派生商品については中間決		生商品については決算日に
	算日において決済したもの		おいて決済したものとみな
	とみなした額により行って		した額により行っておりま
	おります。		す。
	また、特定取引収益及び		また、特定取引収益及び
	特定取引費用の損益計上		特定取引費用の損益計上
	は、当中間会計期間中の受力を表現を		は、当事業年度中の受払利 息等に、有価証券、金銭債
	払利息等に、有価証券、金 銭債権等については前事業		芯寺に、有価証券、並践順     権等については前事業年度
	年度末と当中間会計期間末		末と当事業年度末における
	における評価損益の増減額		評価損益の増減額を、派生
	を、派生商品については前		商品については前事業年度
	事業年度末と当中間会計期		末と当事業年度末における
	間末におけるみなし決済か		みなし決済からの損益相当
	らの損益相当額の増減額を		額の増減額を加えておりま
o +/==*** o == /= #	加えております。		す。 (1) ナケニャのモケル **
2 有価証券の評価基   準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券につい	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券につい	(1) 有価証券の評価は、満   期保有目的の債券につい
年及い計画方伝	ては移動平均法による償	ては移動平均法による償	ては移動平均法による償
	却原価法(定額法)、子会	却原価法(定額法)、子会	却原価法(定額法)、子会
	社株式については移動平	社株式及び関連会社株式	社株式及び関連会社株式
	均法による原価法、その	については移動平均法に	については移動平均法に
	他有価証券のうち時価の	よる原価法、その他有価	よる原価法、その他有価
	あるものについては、中	証券のうち時価のあるも	証券のうち時価のあるも
	間決算日の市場価格等に	のについては、中間決算	のについては、決算日の
	基づく時価法(売却原価	日の市場価格等に基づく	市場価格等に基づく時価
	は移動平均法により算定)、時価のないものに	時価法(売却原価は移動 平均法により算定)、時	法(売却原価は移動平均 法により算定)、時価の
	に だい、時価のないものに ついては、移動平均法に	- 平均法により昇足1、時 - 価のないものについて	伝により昇足/、時間の   ないものについては、移
	よる原価法又は償却原価	は、移動平均法による原	動平均法による原価法又
	法により行っておりま	価法又は償却原価法によ	は償却原価法により行っ
	<b>.</b>	り行っております。	ております。
	なお、その他有価証券	なお、その他有価証券	なお、その他有価証券
	の評価差額については、	の評価差額については、	の評価差額については、
	全部純資産直入法により	全部純資産直入法により	全部純資産直入法により
	処理しております。	処理しております。	処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 有価証券運用を主目的 とする単独運用の金銭の 信託において信託財産と して運用されている有価 証券の評価は、時価法に より行っております。	(2) 同 左	(2) 同 左
3 デリバティブ取引 の評価基準及び評価 方法	デリバティブ取引(特定 取引目的の取引を除く)の 評価は、時価法により行っ ております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償 却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率 法(ただし、平成10年4 月1日以後に取得した建 物(建物附属設備を除 く。)については定価関 費見積額を期間により を採用し、年間減ばより 費見計上しております。 なお、主なであります。 建物:3年~60年 動産:2年~20年	(1) 有形固定資産 同 左	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償 却は、定率法(ただし、 平成10年4月1日以後に 取得した建物(建物附属 設備を除く。)について は定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物:3年~60年 動産:2年~20年
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同 左	(2) 無形固定資産 同 左
5 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 貸倒引出 と	(1)貸倒引当金をは、、当当当当のでは、、当当当のでは、、当当当りのでは、、当当りのでは、、当当りのでは、、当当りのでは、、当当りのでは、、当当りのでは、、当時のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

#### 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

破綻懸念先及び貸出条 件緩和債権等を有する債 務者で与信額が一定額以 上の大口債務者のうち、 債権の元本の回収及び利 息の受取りに係るキャッ シュ・フローを合理的に 見積もることができる債 権については、当該キャ ッシュ・フローを貸出条 件緩和実施前の約定利子 率で割引いた金額と債権 の帳簿価額との差額を貸 倒引当金とする方法(キ ャッシュ・フロー見積 法)により引き当ててお ります。

また、当該大口債務者シ見債務者シ見った、将来合理的債務では、将来合理的債権に対する債権に対する債権に対する債権に対する債権に関別的に残存期間間に、その残存期間間間に対応する今後の一定額を当てる予想損失額を当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査して が査定結果を監査して基り、その査定結果に基づ いて上記の引当を行って おります。

### 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

破綻懸念先及び貸出条 件緩和債権等を有する債 務者で与信額が一定額以 上の大口債務者のうち、 債権の元本の回収及び利 息の受取りに係るキャッ シュ・フローを合理的に 見積もることができる債 権については、当該キャ ッシュ・フローを貸出条 件緩和実施前の約定利子 率で割引いた金額と債権 の帳簿価額との差額を貸 倒引当金とする方法(キ ャッシュ・フロー見積 法)により引き当ててお ります。

また、当該大口債務者のうち、当該大口債務者のうち、将来合理的に有いていることが困難ない債権に対する債権に対する債権に対する債権に対し、その残存期間間に対応する今後の一定期間に対ける予想損失額を当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査して が査定結果を監査して基 り、その査定結果に基づ いて上記の引当を行って おります。

#### 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

破綻懸念先及び貸出条 件緩和債権等を有する債 務者で与信額が一定額以 上の大口債務者のうち、 債権の元本の回収及び利 息の受取りに係るキャッ シュ・フローを合理的に 見積もることができる債 権については、当該キャ ッシュ・フローを貸出条 件緩和実施前の約定利子 率で割引いた金額と債権 の帳簿価額との差額を貸 倒引当金とする方法(キ ャッシュ・フロー見積 法)により引き当ててお ります。

また、当該大口債務者シ見務大口債務のったのでは、将を合理的債務を理的債権に対することが困難ない債権に対する債権に対する債権に期間に残存期間間間、その後の一定額を当びる予想損失額における予想損失のでおります。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基準 を、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部査 から独立した資産監査 が査定結果を監査して基 り、その査定結果に基づ いて上記の引当を行って おります。

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
要と認められる額を計上 しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従	(3) 退職給付引当金 同 左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従 業員の退職給付に備える
業人の内の内の内の内のの内のの内のの内のの内のの内のの内のの方面を表表している。のでは、 一型では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	(4) 犯导追聯尉党司以泰	業品を表するというできます。 業品は、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金 は、役員への退職慰労金 の支払に備えるため、役 員に対する退職慰労金の 支給見積額のうち、当中 間会計期間末までに発生 していると認められる額 を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金 は、役員への退職慰労金 支払に備えるため、内規 に基づき算定された当事 業年度末要支給額を計上 しております。

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日	前事業年度 (自 平成18年4月1日
	(自 平成19年4月1日	
	I	減少いたします。

	보다 사 리트 시 크다. Idea	W 누 BB V 31 TEABB	
	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(5) 時効預金払戻損失引当	
		金	
		時効預金払戻損失引当	
		金は、負債計上を中止	
		し、利益計上を行った時	
		効預金の払戻請求に備え	
		るため、過去の払戻実績	
		に基づき必要と認められ	
		る額を計上しておりま	
		す。	
		・。 (会計方針の変更)	
		従来、利益計上した時	
		対預金については、預金	
		者からの払戻請求時に費	
		用として処理しておりま	
		したが、「租税特別措置	
		法上の準備金及び特別法	
		上の引当金又は準備金並	
		びに役員退職慰労引当金	
		等に関する監査上の取扱	
		い」(日本公認会計士協	
		会監査・保証実務委員会	
		報告第42号平成19年4月	
		13日)(以下、本報告)が	
		平成19年4月1日以後開	
		始する事業年度から適用	
		されることになったこと	
		に伴い、当中間会計期間	
		から本報告を適用し、過	
		去の払戻実績に基づき必	
		要と認められる額を時効	
		預金払戻損失引当金とし	
		て計上しております。	
		これにより、従来の方	
		法に比べ、経常利益は3	
		百万円増加し、税引前中	
		間純利益は635百万円減	
		少しております。	
6 外貨建資産及び負	外貨建資産・負債は、取	同 左	外貨建資産・負債は、取
債の本邦通貨への換	得時の為替相場による円換		得時の為替相場による円換
算基準	算額を付す子会社株式を除		算額を付す子会社株式を除
	き、中間決算日の為替相場		き、決算日の為替相場によ
	による円換算額を付してお		る円換算額を付しておりま
	ります。		す。
7 リース取引の処理	リース物件の所有権が借	同 左	同 左
方法	主に移転すると認められる		
	もの以外のファイナンス・		
	リース取引については、通		
	常の賃貸借取引に準じた会		
	計処理によっております。		

	V 1 HH A 21 UH HH		
	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日   至 平成19年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ	(イ)金利リスク・ヘッジ	(イ)金利リスク・ヘッジ
0 ) V AH V // IA	金融資産・負債から生	同 左	同 左
	じる金利リスクに対する	11.0	
	ヘッジ会計の方法は、		
	「銀行業における金融商		
	品会計基準適用に関する		
	会計上及び監査上の取扱		
	い」(日本公認会計士協		
	会業種別監査委員会報告		
	第24号)に規定する繰延		
	ヘッジによっておりま		
	す。ヘッジ有効性評価の		
	方法については、相場変		
	動を相殺するヘッジにつ		
	いて、ヘッジ対象となる		
	貸出金とヘッジ手段であ		
	る金利スワップ取引等を		
	一定の残存期間毎にグル		
	ーピングのうえ特定し評		
	価しております。		
	(ロ)為替変動リスク・ヘッ	(ロ)為替変動リスク・ヘッ	(ロ)為替変動リスク・ヘッ
	ジ	ジ	ジ
	外貨建金融資産・負債	同 左	同 左
	から生じる為替変動リス		
	クに対するヘッジ会計の		
	方法は、「銀行業におけ		
	る外貨建取引等の会計処		
	理に関する会計上及び監		
	査上の取扱い」(日本公		
	認会計士協会業種別監査		
	委員会報告第25号。以下		
	「業種別監査委員会報告		
	第25号」という。) に規		
	定する繰延ヘッジによっ		
	ております。		
	ヘッジ有効性評価の方		
	法については、外貨建金		
	銭債権債務等の為替変動		
	リスクを減殺する目的で		
	行う為替スワップ取引等		
	をヘッジ手段とし、ヘッ		
	ジ対象である外貨建金銭		
	を 情権債務等に見合うへッ		
	恒惟恒務寺に兄合りペツ ジ手段の外貨ポジション		
	相当額が存在することを		
	確認することによりヘッ		
	ジの有効性を評価してお		
	ります。		

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
		(自 平成19年4月1日	
	至 平成18年9月30日)	至 平成19年9月30日)	至 平成10年4月1日
	また、外貨建子会社株		
	式の為替変動リスクをへ		
	ッジするため、事前にへ		
	ッジ対象となる外貨建有		
	価証券の銘柄を特定し、		
	当該外貨建有価証券につ		
	いて外貨ベースで取得原		
	価以上の直先負債が存在		
	していること等を条件に		
	包括ヘッジとして繰延へ		
	ッジを適用しておりま		
	す。		
	(ハ)内部取引等	(ハ)内部取引等	(ハ)内部取引等
	デリバティブ取引のう	同左	同左
	ち内部部門間の内部取引	in A	
	については、ヘッジ手段		
	として指定している為替		
	スワップ取引に対して、		
	業種別監査委員会報告第		
	25号に基づき、恣意性を		
	排除し厳格なヘッジ運営		
	が可能と認められる対外		
	カバー取引の基準に準拠		
	した運営を行っているた		
	め、当該為替スワップ取		
	引から生じる収益及び費		
	用は消去せずに損益認識		
	又は繰延処理を行ってお		
	ります。		
	りょり。		
	情については、金利スワ		
	ップの特例処理を行って		
	おります。		
 9 消費税等の会計処	消費税及び地方消費税の	 同 左	   同 左
理	会計処理は、税抜方式によ	PJ 4L	PJ
	っております。		
	- / (40 ) み y o		

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日	(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)	至 平成19年9月30日)	至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に	<del></del>	(貸借対照表の純資産の部の表示に
関する会計基準)		関する会計基準)
「貸借対照表の純資産の部の表示		「貸借対照表の純資産の部の表示
に関する会計基準」(企業会計基準		に関する会計基準」(企業会計基準
第5号平成17年12月9日)及び「貸		第5号平成17年12月9日)及び「貸
一帯 3 号 中版 11 中 12 月 3 日 7 及 0 1 員     借対 照表 の 純資産 の 部の表示 に 関す		借対照表の純資産の部の表示に関す
る会計基準等の適用指針」(企業会		る会計基準等の適用指針」(企業会
計基準適用指針第8号平成17年12月		計基準適用指針第8号平成17年12月
9日)を当中間会計期間から適用し		9日)を当事業年度から適用してお
ております。		ります。
当中間会計期間末における従来の		当事業年度末における従来の「資
「資本の部」に相当する金額は		本の部」に相当する金額は287,562
266,608百万円であります。		百万円であります。
200,000日   1,000		なお、当事業年度における貸借対
間貸借対照表の純資産の部について		照表の純資産の部については、財務
は、中間財務諸表等規則及び銀行法		諸表等規則及び銀行法施行規則の改
施行規則の改正に伴い、改正後の中		正に伴い、改正後の財務諸表等規則
間財務諸表等規則及び銀行法施行規		及び銀行法施行規則により作成して
則により作成しております。		おります。
	(金融商品に関する会計基準)	
	「金融商品に関する会計基準」	
	(企業会計基準第10号)及び「金融商	
	品会計に関する実務指針」(日本公	
	認会計士協会会計制度委員会報告第	
	14号)等における有価証券の範囲に	
	関する規定が一部改正され(平成19	
	年6月15日付及び同7月4日付)、	
	金融商品取引法の施行日以後に終了	
	する事業年度及び中間会計期間から	
	適用されることになったことに伴	
	い、当中間会計期間から改正会計基	
	準及び実務指針を適用しておりま	
	す。	

前中間会計期間	当中間会計期間
(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日
至 平成18年9月30日)	至 平成19年9月30日)
「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様	
式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」	
(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平	
成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されるこ	
とになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のと	
おり表示を変更しております。	
(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立	
金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余	
金」の「圧縮積立金」「別途積立金」及び「繰越利	
益剰余金」として表示しております。	
(2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含	
めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差	
額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の	
「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。	
(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定	
資産」又は「その他資産」に区分して表示しており	
ます。	
(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェ	
アは、「無形固定資産」に含めて表示しておりま	
す。	

# <u>次へ</u>

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)

- ※1 関係会社の株式及び出資額総額55,494百万円
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は8,170百万円、延滞債権額は 136,223百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は322百万円でありま

> なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は85,522百万円でありま

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 230,239百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

- ※1 関係会社の株式及び出資額総額56,774百万円
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は9,291百万円、延滞債権額は 113,779百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は15百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は67,376百万円でありま

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 190,463百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

前事業年度末 (平成19年3月31日)

- ※1 関係会社の株式及び出資額総額55,774百万円
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は8,535百万円、延滞債権額は 113,192百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は42百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は75,991百万円であります。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 197,762百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

前中間会計期間末(平成18年9月30日)

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、69,593百万円であります。

※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 96百万円 有価証券 407,504百万円 担保資産に対応する債務

預金 9,081百万円 債券貸借取引受入担保金

168,038百万円

なお、有価証券のうち97,309 百万円はコールマネーの担保に 供しておりますが、中間期末現 在における当該担保資産に対応 する債務はありません。

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券138,856百万円を差し入れております。

子会社、関連会社の借入金等 の担保として差し入れているも のはありません。

また、その他資産のうち保証金は4,146百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資資付けることを約する契約に係る融資未実行残高は、1,372,506百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,360,605百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

当中間会計期間末 (平成19年9月30日)

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりきす。これにより受け入れた売ます。これにより受け入れた売まずが、石町工程という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、60,097百万円であります。

※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 56百万円 有価証券 277,669百万円 担保資産に対応する債務

預金 12,707百万円 債券貸借取引受入担保金

115,681百万円

借用金 4,000百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 129,352百万円を差し入れてお ります。

子会社、関連会社の借入金等 の担保として差し入れているも のはありません。

また、その他資産のうち保証金は3,625百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約に係る配資未実行残高は、1,458,437百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,443,802百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

前事業年度末 (平成19年3月31日)

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた売ます。これにより受け入れた売まずのできる権利を有しておりますが、その額面金額は、71,782百万円であります。

※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

預け金 108百万円 有価証券 331,072百万円 担保資産に対応する債務

預金 11,539百万円 債券貸借取引受入担保金

185,367百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券118,112百万円を差し入れております。

子会社、関連会社の借入金等 の担保として差し入れているも のはありません。

また、その他の資産のうち保証金は3,900百万円であります

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約に係る配資未実行残高は、1,417,231百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,407,233百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

#### 前中間会計期間末 (平成18年9月30日)

※9 有形固定資産の減価償却累計額

70,773百万円

※10 有形固定資産の圧縮記帳額8,419百万円

(当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)

- ※11 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金50,300百万円が含まれており ます。
- ※12 社債は、劣後特約付社債 57,000百万円であります。
- ※13 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額にの いては、当該評価差額に係る税 金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として純 資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律 施行令(平成10年3月31日公 布政令第119号)第2条第1号 に定める近隣の地価公示法 (昭和44年公布法律第49号)及 び同条第4号に定める地価税 法(平成3年法律第69号)に基 づいて、時点修正等合理的な 調整を行って算出。

#### 当中間会計期間末 (平成19年9月30日)

これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及ときた、 動きの変化、債権の保全ときけれるるときけれるるときけれるを受けれるを受けた 資の拒絶又は契約極度額の条をできることができる旨の条をできる旨ができる。 をすることができる旨の条をではいる時において必要に保をとしております。 をするにおいて必要になりませて をできるにおります。 を変えたで、 一次の業況等を担保をといるに、 をの業況等を把握し、与言にといる。 をでするによります。 をでするによります。 をでするによります。

※9 有形固定資産の減価償却累計額

68,633百万円

※10 有形固定資産の圧縮記帳額8.195百万円

(当中間会計期間圧縮記帳額

一百万円)

- ※11 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金41,500百万円が含まれており ます。
- ※12 社債は、劣後特約付社債 82,000百万円であります。
- ※13 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に係る いては、当該評価差額に係る税 金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として純 資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律 施行令(平成10年3月31日公 布政令第119号)第2条第1号 に定める近隣の地価公示法 (昭和44年公布法律第49号)及 び同条第4号に定める地価税 法(平成3年法律第69号)に基 づいて、時点修正等合理的な 調整を行って算出。

#### 前事業年度末 (平成19年3月31日)

※9 有形固定資産の減価償却累計 類

69,787百万円

※10 有形固定資産の圧縮記帳額8,207百万円

(当事業年度圧縮記帳額

一百万円)

- ※11 借入金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金50,300百万円が含まれており ます。
- ※12 社債は、劣後特約付社債 82,000百万円であります。
- ※13 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に係る いては、当該評価差額に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として 資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価 を行った事業用土地の当事業 年度末における時価の合計額 と当該事業用土地の再評価後 の帳簿価額の合計額との差額

33,308百万円

前中間会計期間末	当中間会計期間末	前事業年度末
(平成18年9月30日)	(平成19年9月30日)	(平成19年3月31日)
	※14 有価証券中の社債のうち、有	※14 有価証券中の社債のうち、有
	価証券の私募(金融商品取引法	価証券の私募(証券取引法第2
	第2条第3項)による社債に対	条第3項)による社債に対する
	する当行の保証債務の額は	当行の保証債務の額は21,026百
	19,512百万円であります。	万円であります。
	なお、当該保証債務に係る支	なお、当該保証債務に係る支
	払承諾及び支払承諾見返につい	払承諾及び支払承諾見返につい
	ては、「銀行法施行規則」(昭	ては、「銀行法施行規則」(昭
	和57年大蔵省令第10号)別紙様	和57年大蔵省令第10号)別紙様
	式が「銀行法施行規則等の一部	式が「銀行法施行規則等の一部
	を改正する内閣府令」(内閣府	を改正する内閣府令」(内閣府
	令第38号平成19年4月17日)に	令第38号平成19年4月17日)に
	より改正されたことに伴い、相	より改正され、平成18年4月1
	殺しております。	日以後開始する事業年度から適
	前中間会計期間において上記	用されることになったことに伴
	相殺を行った場合は、前中間会	い、当事業年度から相殺してお
	計期間末の支払承諾及び支払承	ります。
	諾見返は、それぞれ21,904百万	これにより、従来の方法に比
	円減少します。	べ支払承諾及び支払承諾見返
	, 1,,,,,,,	は、それぞれ21,026百万円減少
		しております。
※15 取締役及び監査役との間の取	<del></del> -	<del></del>
引による取締役及び監査役に対		
する金銭債権総額 9百万円		

# 

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) ※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 1,814百万円 その他 538百万円 ※2 その他経常費用には、貸出金 償却2,873百万円、貸倒引当金

※4 特別損失には、減損損失 3,356百万円を含んでおります。

繰入額1,461百万円及び株式等

償却1,320百万円を含んでおり

※5 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

(イ)福岡県内

ます。

①主な用途

遊休資産等 1 ヵ所 廃止予定店舗 16ヵ所

**②種類** 

土地建物

③減損損失額

遊休資産等 180百万円 (うち土地 170百万円) (うち建物 10百万円) 廃止予定店舗

1,550百万円 (うち土地 1,340百万円)

(うち建物 209百万円)

(口)福岡県外

①主な用途

遊休資産等 1ヵ所 廃止予定店舗 3ヵ所

②種類

土地建物

③減損損失額

遊休資産等 80百万円 (うち土地 67百万円) (うち建物 12百万円)

廃止予定店舗

1,545百万円

(うち土地 1,525百万円)

(うち建物 20百万円)

上記の資産は、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(3,356百万円)として特別損失に計上しております。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。

有形固定資産 1,786百万円 無形固定資産 534百万円

※2 その他経常費用には、貸出金 償却2,832百万円、貸倒引当金 繰入額1,960百万円、投資損失 引当金繰入額2,349百万円及び 株式等償却1,209百万円を含ん でおります。

※4 特別損失には、時効預金払戻 損失引当金の計上に伴う過年度 負担額639百万円を含んでおり ます。 前事業年度

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。

有形固定資產 3,773百万円 無形固定資產 956百万円

※2 その他経常費用には、貸出金 償却9,595百万円及び株式等償 却1,525百万円を含んでおりま す。

※3 特別利益には、償却債権取立 益2,060百万円及び貸倒引当金 戻入益1,766百万円を含んでお ります。

※ 4 特別損失には、減損損失 3,767百万円及び役員退職慰労 引当金の計上に伴う過年度負担 額680百万円を含んでおります。

※5 当事業年度において、以下の 資産について減損損失を計上し ております。

> (減損損失を認識した資産又は 資産グループ及び種類毎の減損 損失額)

- (イ) 福岡県内
  - ① 主な用途

遊休資産等 2ヵ所 廃止予定店舗等 16ヵ所

2 種類

土地建物

③ 減損損失額

遊休資産等 184百万円 (うち土地 173百万円) (うち建物 10百万円) 廃止予定店舗等

1,550百万円 (うち土地 1,340百万円) (うち建物 209百万円)

- (口) 福岡県外
  - ①主な用途

遊休資産等 3ヵ所 廃止予定店舗等 4ヵ所

② 種類

土地建物

③ 減損損失額

遊休資産等 383百万円 (うち土地 365百万円) (うち建物 18百万円) 廃止予定店舗等

1,648百万円

(うち土地 1,610百万円)

(うち建物 37百万円)

上記の資産は、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(3,767百万円)として特別損失に計上しております。

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日	
至 平成18年9月30日)	至 平成19年9月30日)	至 平成19年3月31日)
(資産グループの概要及びグルー		(資産グループの概要及びグルー
ピングの方法)		ピングの方法)
(イ)資産グループの概要		(イ) 資産のグループの概要
①遊休資産等		① 遊休資産等
店舗・社宅跡地等		店舗・社宅跡地等
②廃止予定店舗		② 廃止予定店舗等
廃止が機関決定された店舗		廃止が機関決定された店
等		舖等
(ロ)グルーピング方法		(ロ)グルーピング方法
①遊休資産等		① 遊休資産等
各々が独立した資産として		各々が独立した資産とし
グルーピング		てグルーピング
②廃止予定店舗		② 廃止予定店舗等
廃止後の用途に応じてグル		廃止後の用途に応じてグ
ーピング		ルーピング
(回収可能価額)		(回収可能価額)
当中間期の減損損失の測定に使		当事業年度の減損損失の測定
用した回収可能価額は正味売却価		に使用した回収可能価額は正味
額であり、その算定は、主として		売却価額であり、その算定は、
「不動産鑑定評価基準(国土交通		主として「不動産鑑定評価基準
省)」に基づく評価額等より処分		(国土交通省)」に基づく評価額
費用見込額を控除することにより		等より処分費用見込額を控除す
行っております。		ることにより行っております。

## 

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	873	109	9	973	(注)1,2
第一回優先株式	_	35, 000	35, 000	_	(注)1,2
合 計	873	35, 109	35, 009	973	

- (注) 1 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる普通株式の増加109千株及び平成18年6月29日定時株主総会決議に基づく取得による第一回優先株式の増加35,000千株であります。
  - 2 自己株式数の減少は、単元未満株式の買増し請求による普通株式の減少9千株及び会社法第178条に基づく取締役会決議 による自己株式の消却による第一回優先株式の減少35,000千株であります。
- Ⅱ 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加株式数(千株)	当中間会計期間減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	1, 085	124	15	1, 194	(注)
合 計	1, 085	124	15	1, 194	

- (注) 普通株式の増加124千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少15千株は、単元未満株式の買増し請求によるものです。
- Ⅲ 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	873	227	15	1, 085	(注)1,2
第一回優先株式	_	35, 000	35, 000	_	(注)1,2
合計	873	35, 227	35, 015	1, 085	

- (注) 1 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる普通株式の増加227千株及び平成18年6月29日定時株主総会決議に基づく取得による第一回優先株式の増加35,000千株であります。
  - 2 自己株式数の減少は、単元未満株式の買増し請求による普通株式の減少15千株及び会社法第178条に基づく取締役会決議 による自己株式の消却による第一回優先株式の減少35,000千株であります。

前へ 次へ

前中間会計期間 平成18年4月1日 (自 平成18年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額 取得価額相当額

動産 その他 合計

6,690百万円

26百万円 6,717百万円

減価償却累計額相当額

動産 4,906百万円 その他 24百万円 合計 4,931百万円 中間会計期間末残高相当額

動産 その他 1,783百万円

合計

2百万円 1,786百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料中間会計期間末残 高が有形固定資産等の中間 会計期間末残高等に占める 割合が低いため、支払利子 込み法によっております。
- ・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額

1年内 1年超

822百万円 963百万円

合計 1,786百万円

- (注) 未経過リース料中間会計期 間末残高相当額は、未経過 リース料中間会計期間末残 高が有形固定資産等の中間 会計期間末残高等に占める 割合が低いため、支払利子 込み法によっております。
- ・支払リース料 603百万円
- ·減価償却費相当額 603百万円
- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失 はありませんので、項目等の記載は 省略しております。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 平成19年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額 取得価額相当額

動産 その他 1,224百万円 一百万円

合計 1,224百万円 減価償却累計額相当額

動産 757百万円 その他 一百万円 合計 757百万円

中間会計期間末残高相当額

動産 467百万円 その他 一百万円 合計 467百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料中間会計期間末残 高が有形固定資産の中間会 計期間末残高等に占める割 合が低いため、支払利子込 み法によっております。
- ・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額

1年内 139百万円 1年超 328百万円 合計 467百万円

- (注) 未経過リース料中間会計期 間末残高相当額は、未経過 リース料中間会計期間末残 高が有形固定資産の中間会 計期間末残高等に占める割 合が低いため、支払利子込 み法によっております。
- ・支払リース料

122百万円

- 減価償却費相当額 122百万円
- 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。

(減損損失について)

同 左

前事業年度 (自 平成18年4月1日 平成19年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び期末 残高相当額

取得価額相当額

動産 1,283百万円 その他 一百万円 1,283百万円 合計

減価償却累計額相当額

動産 709百万円 その他 一百万円 合計 709百万円

期末残高相当額

動産 574百万円 その他 一百万円 合計 574百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固 定資産の期末残高等に占め る割合が低いため、支払利 子込み法によっておりま す。
- ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 239百万円 1年超 334百万円 合計 574百万円
- (注) 未経過リース料期末残高相 当額は、未経過リース料期 末残高が有形固定資産の期 末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法に よっております。
- ・支払リース料 810百万円
- •減価償却費相当額 810百万円
- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。

(減損損失について)

同 左

### (有価証券関係)

- ○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
- I 前中間会計期間末(平成18年9月30日現在) 該当ありません。
- Ⅱ 当中間会計期間末(平成19年9月30日現在) 該当ありません。
- Ⅲ 前事業年度末(平成19年3月31日現在) 該当ありません。

(重要な後発事象) 該当ありません。

<u>前へ</u>

### (2) 【信託財産残高表】

資産						
<b>₩</b> E	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)			
科目	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)		
動産不動産	1, 539	91. 12	_	_		
有形固定資産	_	_	1, 539	90. 73		
銀行勘定貸	6	0.37	4	0. 28		
現金預け金	143	8. 51	152	8. 99		
合計	1,689	100.00	1, 696	100.00		

負債					
ΔII	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		
科目	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
包括信託	1, 689	100.00	1, 696	100.00	
合計	1, 689	100.00	1, 696	100.00	

<sup>(</sup>注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末 一百万円、当中間会計期間末 一百万円

### (3) 【その他】

該当事項なし。

<sup>2</sup> 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間末及び当中間会計期間末の取扱残高はありません。

### 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する 内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨 時報告書 平成19年6月27日 関東財務局長に提出。

(2) 訂正発行登録書

(3) 有価証券報告書 及びその添付書類 事業年度 自 平成18年4月1日 (第97期) 至 平成19年3月31日 平成19年6月29日 関東財務局長に提出。 平成19年6月29日

平成19年6月27日

関東財務局長に提出。

関東財務局長に提出。 平成19年7月17日

関東財務局長に提出。

(4)訂正発行登録書

(5) 臨時報告書

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する 内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨 時報告書

(6) 訂正発行登録書

- (7) 有価証券報告書の訂正報告書 平成19年6月29日提出の有価証券報告書の訂正報告書
- (8) 訂正発行登録書
- (9) 発行登録書 及びその添付書類
- (10) 訂正発行登録書

平成19年7月17日 関東財務局長に提出。 平成19年10月25日 関東財務局長に提出。 平成19年10月25日 関東財務局長に提出。 平成19年10月30日 関東財務局長に提出。 平成19年11月2日 関東財務局長に提出。 平成19年11月2日 関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

平成18年12月19日

株式会社 西日本シティ銀行 取 締 役 会 御 中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 東 能利生 **印** 業務執行社員 指定社員 公認会計士 古 屋 生 印 泰 業務執行社員 指 定 社 員 島 博 公認会計士 江 猛 **印** 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>※</sup> 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

平成19年12月19日

株式会社 西日本シティ銀行 取 締 役 会 御 中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 坂 本 克 治 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>※</sup> 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

平成18年12月19日

株式会社 西日本シティ銀行 取 締 役 会 御 中

### 新日本監査法人

指定社員業務執行社員	公認会計士	東		能和	11 生	
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	古	屋	泰	生	
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	江	島	猛	博	

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第97期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>※</sup> 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

平成19年12月19日

株式会社 西日本シティ銀行 取 締 役 会 御 中

### 新日本監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第98期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>※</sup> 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。